

米軍基地関係特別委員会記録
＜第2号＞

平成21年第4回沖縄県議会（6月定例会）

平成21年7月7日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成21年7月7日 火曜日
開 会 午前10時5分
散 会 午後4時50分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号、同第88号、同第89号、同第94号、同第102号、同第132号、同第167号、同第204号、陳情第4号、第14号、第42号、第46号、第47号、第51号、第77号から第79号まで、第82号、第93号、第96号、第101号、第102号、第114号、第121号及び第125号
- 2 閉会中継続審査（調査）について

出 席 委 員

委 員 長	渡嘉敷	喜代子	さん
副 委 員 長	桑 江	朝千夫	君
委 員	中 川	京 貴	君
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	具 志	孝 助	君
委 員	照 屋	大 河	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	上 原	章	君
委 員	新 垣	清 涼	君

委員 玉城 満 君
 委員 山内 末子 さん
 委員 玉城 義和 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原良幸君
基地防災統括監	平良宗秀君
基地対策課長	又吉進君
企画部企画調整課跡地対策監	名嘉真稔君
文化環境部環境企画統括監	金城康政君
文化環境部環境政策課長	安富雅之君
文化環境部自然保護課長	久田友弘君
農林水産部農漁村基盤統括監	津波古喜正君
土木建築部土木整備統括監	当間清勝君
教育庁文化課長	大城慧君
警察本部刑事部長	仲宗根孝君

○渡嘉敷喜代子委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

請願平成20年第1号、陳情平成20年第36号外24件及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部企画調整課跡地対策監、文化環境部環境企画統括監、農林水産部農漁村基盤統括監、土木建築部土木整備統括監、教育庁文化課長及び警察本部刑事部長の出席を求めています。

まず初めに、請願平成20年第1号及び陳情平成20年第36号外24件の審査を行

います。

ただいまの請願及び陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸知事公室長。

○上原良幸知事公室長 ただいま議題となっております、知事公室の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

知事公室所管の請願は、継続1件、陳情は、継続13件、新規12件となっております。

それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審議となっている請願及び陳情14件につきましては、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料の13ページをお開きください。

陳情平成20年第94号キャンプ・ハンセン内への訓練用コンテナ搬入に関する陳情につきましては、処理概要の3段落目から御説明いたします。

沖縄防衛局によると、訓練用コンテナの搬入については、すべて完了しているとのことであります。

次に、資料の22ページをお開きください。

陳情第14号米軍所属セスナ機（C172）墜落事故に関する陳情の3につきまして、御説明いたします。

沖縄防衛局によると、当該事故により被害にあった5人のうち4人については、日米地位協定第18条第6項の規定に基づき慰謝料が支払われたとのことでありますが、残り1人については、慰謝料の額に係る同意が得られていないことなどから、慰謝料は支払われていないとのことであります。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の28ページをお開きください。

陳情第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、すべての実弾訓練を即時廃止すること、2、被弾事件の全容を早期に解明すること、3、すべての実弾訓練場を即時撤去することにつきましては、金武町伊芸区における銃弾事案について、県警察は、引き続き、捜査中とのことでありますが、今後このような事故の再発防止を図るためには、原因の徹底究

明が不可欠であり、米軍は県警察の捜査に協力すべきであります。県としては、銃弾が米軍の演習によるものであった場合には、演習の中止を含め、訓練内容の見直しを求めていくべきものと考えております。また、金武町伊芸区においては、過去にも、施設外への被弾がたびたび発生していることに加え、演習等に伴う騒音や事故のほか、最近では原野火災がたびたび発生するなどしており、この地域における過重な基地負担の軽減がなされなければならないと考えております。

次に、30ページをお開きください。

陳情第77号米空軍F 22A ラプター・航空自衛隊F 15イーグ戦闘機による日米共同訓練等に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、F 22A ラプターの共同訓練を中止すること、2、同機を嘉手納基地から即時撤去すること、4、外来機の飛行を中止することにつきましては、最近の嘉手納飛行場をめぐることは、大規模な合同即応訓練や外来機のたび重なる飛来に加え、F-22戦闘機については前回の一時配備から1カ月余りで再度配備されたことなどから、依然として目に見える形での負担軽減があらわれているとはいえないと考えております。県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならず、あらゆる策を講じ、騒音を初めとした周辺住民の負担軽減が図られるよう、米軍及び日米両政府に対し、強く要請したところであります。

3、F 22A ラプター墜落の原因を究明し、公表することにつきましては、外務省によると、墜落事故の原因については、米側で調査中とのことであります。

5、深夜及び未明の離陸を禁止すること、6、騒音防止協定の例外運用規定（ただし書き）を廃止することにつきましては、県はこれまで、嘉手納飛行場周辺の航空機騒音の軽減を図るため、関係市町村と連携しながら、基地周辺地域における騒音測定を継続して実施するとともに、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や渉外関係主要都道県知事連絡協議会等を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音規制措置の厳格な運用等の騒音軽減措置を求めてきたところであります。しかしながら、嘉手納飛行場の周辺地域においては、依然として環境基準を超える騒音が発生しており、また、深夜・早朝の航空機の離着陸は、周辺住民の生活に著しい影響を与えており、騒音防止効果が明確にあらわれていない状況にあると考えております。県としては、今後とも、関係機関と連携を図りながら、あらゆる機会を通じ、日米両政府に対し、航空機騒音措置の趣旨を徹底し、深夜・早朝の飛行を回避するなど、航空機騒音の軽減を粘り強く働きかけていきたいと考えております。

次に、32ページをお開きください。

陳情第78号不発弾処理中の爆発事故に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、爆発事故の原因究明と再発防止対策を徹底的に行い、速やかに公表することにつきましては、沖縄防衛局によると、爆発事故の詳細な原因については、米軍により調査中とのことであり、再発防止策については、当該調査終了後、必要に応じて検討するとのことであります。

2、事前に爆発物処理の実施時間等詳細を明らかにし、速やかに地元並びに関係機関へ通報すること、3、緊急性を要し、市が立入調査を要求したときは速やかに認めることにつきましては、県としては、従来から、米軍の訓練によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等を通じて、演習・訓練に際しては、速やかに具体的な演習・訓練内容等について関係機関に事前通報すること及び公務遂行のため、地元地方公共団体職員が基地内への立ち入りを求めた場合に速やかに応ずることなどを求めているところであります。

次に、33ページをお開きください。

陳情第79号ヘリパッド建設反対に関する陳情につきまして処理概要を御説明いたします。

ギンバル訓練場については、ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設された後、ギンバル訓練場を返還することとされ、平成19年6月に同移設について金武町が受け入れを表明したところであります。沖縄県が負担している過重な米軍基地の整理縮小については、まず、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しており、今後とも、SACOの合意内容の着実な実施に向け、取り組んでいきたいと考えております。

次に、34ページをお開きください。

陳情第82号在沖縄米海兵隊のグアム移転に関する協定及び新基地の建設に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、日本政府は米海兵隊のグアム移転協定の負担を行わないことにつきましては、再編実施のための日米のロードマップでは、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラストラクチャー整備費算定額102.7億ドルのうち、日本が60.9億ドルを提供することなどが示されており、日本側負担の具体的な額については、個々の事業の進展とともに明確になり、国会において審議されるとのことです。県としては、グアム移転協定により、在沖縄米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。

2、辺野古・高江などへの新基地の建設を行わないことにつきましては、普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県としては早期に解決しなければならない問題であると認識しております。県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えております。代替施設の建設計画については、地元の意向や環境に十分配慮し、検討を進めるよう、政府に求めているところであります。また、北部訓練場のヘリパッドについては、SACO最終報告において、同訓練場の過半を返還することに伴い残余部分に移設されるものであります。県としては、SACOの合意事案を着実に実施し、段階的に基地の整理縮小を図ることがより現実的で実現可能な方法であると認識しております。

3、普天間基地を初め米軍基地の無条件撤去・閉鎖を行うことにつきましては、本県の過重な米軍基地の整理縮小については、日米両政府が合意したSACO合意事案の着実な実施に取り組んでいるところであります。しかしながら、SACO合意事案がすべて実施されたとしても、本県には依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考えております。県としては、国際社会における安全保障、地主や駐留軍従業員の生活、跡地利用計画などを総合的に勘案して、米軍基地のさらなる整理・縮小を求め、県民の過重な基地負担の軽減に取り組んでまいります。

次に、36ページをお開きください。

陳情第93号キャンプ・ハンセン内における山火事に対する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、火災の原因を徹底的に究明することにつきましては、沖縄防衛局によると火災の原因は、不発弾処理とのことであります。

2、初期消火体制を目視できる形で徹底的に改善することにつきましては、県としては、万が一、火災が発生した場合には、被害を拡大させない観点から、ヘリコプターによる消火はもとより、ヘリコプター到着までの初期消火やヘリコプターによる消火活動が停止される日没後についても、より実効性のある消火活動が実施される必要があると考えております。

3、火災につながるすべての訓練を中止することにつきましては、県は、これまでも演習、訓練に起因する原野火災が発生するたびに再発防止や消火活動の強化等を強く申し入れてきたところであります。今後とも、県民の生命、生活及び財産を守る観点から、日米両政府に対し、あらゆる機会を通じて、原野

火災の再発防止を強く訴えていきたいと考えております。

次に、37ページをお開きください。

陳情第96号実弾射撃訓練による山火事に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、事件・事故防止のための訓練体制を確立し、事故の再発防止に努めることにつきましては、処理概要が陳情第93号の3と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2、詳細な演習日時と使用火器の種類を通報すること、4、午前8時から午後8時までの時間帯以外の訓練を中止すること、6、市民の生命・財産にかかわる事件・事故に対し速やかに対応し、市、市議会及び地元行政区が現場確認等立ち入りを要求する場合は、即応することにつきましては、県としては、従来から、米軍の訓練によって周辺住民に被害や不安を与えることがないように求めてきたところであり、渉外関係主要都道県知事連絡協議会等を通じて、実弾演習時の環境配慮、演習・訓練の具体的内容等の関係機関への速やかな通報、公務遂行のため、地元地方公共団体職員が立ち入りを求めた場合速やかに応ずることなどを日米両政府に要請しております。

3、焼失した水源涵養林の再生に努めることにつきましては、焼失した水源涵養林の再生に当たっては、施設の提供者である国の責任により、適切に処理されるものと考えております。

次に、39ページをお開きください。

陳情第101号米国原子力軍艦のホワイト・ビーチ寄港に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、原子力潜水艦の寄港については、最小限にとどめるとともに、安全性が確認されない限り、本県に寄港すべきでないと考えており、原子力潜水艦の安全性の確保に当たっては、日米両政府があらゆる安全対策を講じ、最大限の努力を払うべきものと考えております。

次に、40ページをお開きください。

陳情第102号米国原子力潜水艦のホワイトビーチ寄港に反対する陳情につきましては、処理概要が陳情第101号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、41ページをお開きください。

陳情第114号辺野古新基地建設を押し付ける在沖海兵隊グアム移転協定に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

在沖米海兵隊のグアム移転に係る協定は、日米両政府が、在日米軍再編に関する合意を再確認し、在沖米海兵隊のグアム移転の実施のための法的枠組みを

定めるために締結したとのことであります。県としては、当該協定により、在沖米海兵隊のグアム移転が着実に実施され、県民の基地負担の軽減につながるものであると考えております。また、普天間飛行場移設問題の原点及びその緊急の課題は、現在の普天間飛行場の危険性の除去であり、県としては早期に解決しなければならない問題であると認識しております。県としては、在日米軍再編協議などこれまでの経緯を踏まえると、キャンプ・シュワブに移設することが、普天間飛行場の危険性を一日も早く除去するための現実的な選択肢であると考えております。代替施設の建設計画については、地元の意向や環境に十分配慮し、検討を進めるよう政府に求めているところであります。

次に、42ページをお開きください。

陳情第121号米軍演習による流弾事件に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、キャンプ・ハンセン内レンジ7を含む伊芸地域の基地を全面撤去することにつきましては、処理概要が陳情第51号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

2、日米地位協定の全面見直しを図ることにつきましては、処理概要が陳情平成20年第102号の4と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、43ページをお開きください。

陳情第125号普天間代替基地建設工事等の中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1、沖縄防衛局（防衛省）に対し、同局による普天間代替基地建設事業に係るアセス準備書を撤回させ、普天間代替基地建設事業の見直し（建設しないことを含む）の日米政府間交渉に入るよう求めることにつきましては、処理概要が、陳情平成20年第89号と同じでありますので説明は省略させていただきます。

知事公室の所管に係る請願1件及び陳情25件につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、企画部企画調整課跡地対策監の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

名嘉真稔企画部企画調整課跡地対策監。

○名嘉真稔企画調整課跡地対策監 それでは、企画部関係の陳情1件について

御説明を申し上げます。

陳情平成20年第167号第二次返還特措法の制定に関する陳情につきましては、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 企画部企画調整課跡地対策監の説明は終わりました。

次に、文化環境部環境企画統括監の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金城康政文化環境部環境企画統括監。

○金城康政環境企画統括監 文化環境部関連の請願及び陳情につきまして、御説明いたします。

初めに、文化環境部関連の請願は、継続1件、陳情は継続3件、新規2件となっております。

まず、継続審議となっている4件につきまして、お手元に配付しております請願・陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示しました変更部分について、御説明させていただきます。

資料の5ページをお開きください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の8について、処理概要を御説明いたします。最初の4行は変更はございませんが、下線部分のほうから読み上げていきたいと思っております。事業者においては、環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づき、調査結果の概要や環境影響評価の結果、環境保全措置の内容等を記載した環境影響評価準備書を作成して、平成21年4月1日に県へ送付しております。県としては、事業者が実施した環境影響評価の結果が、科学的・客観的に適切なものであるか十分に審査し、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会からの答申を踏まえ、環境の保全の見地から意見を述べてまいりたいと考えております。

次に、16ページの陳情第132号辺野古新基地建設における大浦湾作業ヤード計画の撤回を防衛省に求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

1、2について事業者は、調査結果の概要や環境影響評価の結果等を取りまとめた環境影響評価準備書において、RCケーソンを製作することとして計画していた大浦湾西岸海域の作業ヤードについて、当該海域に生息するトカゲハゼやクビレミドロ、ユビエダハマサンゴといった貴重な動植物に対する影響の低減や保全対策を講ずることが困難であるとして、当該海域に及ぼす影響を回

避するため、当該計画を取りやめております。また、製作済みケーソンを仮置きする目的で計画している大浦湾中央海域付近の海上ヤードについては、環境調査の結果、当該海域に生息が確認された塊状ハマサンゴやユビエダハマサンゴへの影響を考慮して、塊状ハマサンゴからできる限り離すこととし、約300メートル離れた位置に変更しております。なお、海上ヤードについては、工事が終了した後、撤去することとされております。

次に、新規の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

資料の38ページをお開きください。

陳情第96号実弾射撃訓練による山火事に関する陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

県としては、当該米軍演習の騒音による地域住民の生活環境等への影響がないよう、米軍及び関係機関に対して配慮を求めていきたいと考えております。

次に、44ページをお開きください。

陳情第125号普天間代替基地建設工事等の中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

1について環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例では、環境影響評価準備書を撤回させるような規定は定められておりません。県としては、同法及び同条例に基づき、同準備書で示された環境影響評価の結果について十分審査し、名護市長及び宜野座村長の意見を勘案し、住民等意見に配慮するとともに、環境影響評価審査会の意見を踏まえ、環境保全の見地から必要な意見を述べていく考えであります。

2について法及び条例では、基本的事項及び技術指針において、専門家等から助言を受けたときは、その助言内容と当該専門家等の専門分野を明らかにすることを定めております。しかし、氏名・所属まで明らかにすることは求めておりません。助言を受けた専門家等の氏名や所属及び意見聴取議事録の公開については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づき、事業者において判断されるものであります。

3について、現在、沖縄防衛局が実施している調査は、防衛省の所掌事務に基づき、同局が独自に実施しているものであり、環境影響評価のための調査ではありません。そのため、県として中止を求める立場にありません。

以上、文化環境部に係る請願及び陳情処理方針について、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 文化環境部環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、農林水産部農漁村基盤統括監の説明を求めます。

津波古喜正農林水産部農漁村基盤統括監。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 農林水産部関係の処理概要について、御説明を申し上げます。

資料の46ページをお開きください。

陳情第125号普天間代替基地建設工事の中止を求める陳情の中の4、県に対し、追加調査に伴う特別採捕許可を撤回してもらいたいにつきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄県では、水産資源の保護培養及び漁業調整を図るため、沖縄県漁業調整規則に基づき、造礁サンゴ類やウミガメ類の産出した卵の採捕禁止、イセエビ類やシャコ貝類などの採捕の禁止期間と体長制限、使用する漁具漁法の制限などの措置を講じております。このような採捕の制限又は禁止に関する規定は、試験研究等の目的のための採捕に限って、知事は適用除外を許可することができます。今回の特別採捕許可申請については、提出された実施計画書の内容を審査し、採捕の目的が沖縄県漁業調整規則に定める試験研究等に該当すると認められるため、許可したものです。

以上でございます。

○渡嘉敷喜代子委員長 農林水産部農漁村基盤統括監の説明は終わりました。

次に、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

当間清勝土木建築部土木整備統括監。

○当間清勝土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、新規1件となっております。

資料の47ページをお開きください。

陳情第125号普天間代替新基地建設工事等の中止を求める陳情の記の4につきまして、処理概要を御説明いたします。

沖縄防衛局の公共用財産使用の目的は、辺野古海域におけるサンゴ類及び海生哺乳類等海生動物の調査のため、県が管理している国土交通省所管の公共用財産である海域に調査機器を設置するものであります。本調査は、環境現況を把握するため、沖縄防衛局がみずからの判断で、自主的に実施するものであり、環境影響評価法に基づく調査ではないと考えております。

同じく、記の5につきまして、県は、機器設置による環境への影響を可能な限り回避・低減する観点から、公共用財産使用の同意にジュゴンや藻場・サンゴ類等への配慮事項等を付しており、それに基づき、工程表や機器設置状況写真の提出・報告もなされ、確認していることから、配慮事項は遵守されていると考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 土木建築部土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、教育庁文化課長の説明を求めます。

なお、継続の請願・陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

大城慧教育庁文化課長。

○大城慧文化課長 ただいま議題となっております、教育委員会の所管に係る請願及び陳情につきまして、県の処理概要を御説明いたします。

教育委員会所管の請願は継続1件、陳情は継続1件でございます。

それでは、処理概要を御説明いたします。

まず、継続審議となっている請願及び陳情につきしては、前定例会において御説明申し上げた処理概要のうち、変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。なお、変更部分は下線で示しております。

資料の7ページをお開きください。

請願平成20年第1号新基地建設に関する請願の記の6の処理概要について、処理概要の3段落目から御説明いたします。

平成21年度も開発に伴う本発掘調査や埋蔵文化財の有無を確認するための分布調査を実施することになっています。

次に、12ページをお開きください。

陳情平成20年第89号普天間飛行場代替施設（新基地）建設事業にかかるアセス手続き及び「環境現況調査」並びにキャンプシュワブ内における「造成」工事等に関する陳情の記の5につきましては前定例会において御説明申し上げた処理概要に変更はございません。

以上、教育委員会所管の請願及び陳情につきまして処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡嘉敷喜代子委員長 教育庁文化課長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

仲宗根孝刑事部長。

○仲宗根孝刑事部長 公安委員会関連の陳情案件について、御説明いたします。

公安委員会関連の陳情となっております、陳情第4号及び第14号米軍所属セスナ機(C172)墜落事故に関する陳情につきましては、処理方針に変更がありませんので、説明は省略させていただきます。

次に、陳情第51号米軍実弾射撃訓練被弾事件に関する陳情の公安委員会関連記の2被弾事件の全容を早期に解明することについて御説明いたします。

29ページ、経過説明をさせていただきます。

1、県警察では、金武町伊芸区における弾丸による乗用車ナンバープレート損壊事案につきまして、事案の認知直後から発生現場の実況見分、関係者からの事情徴収、弾丸の鑑定等所要の捜査を行ってきたところであります。

2、発見された弾丸様の物が、米軍が使用している弾丸の弾芯と同種の物であることや、発見現場が米軍演習場の近くであることなどから、米軍側と連携しつつ、所要の捜査を行ってきたところであります。

3、処理方針であります。この事案は地域の方々の安心感に係る重大な問題であるとの認識で、これまでも捜査を行ってきたところでありますが、現在、基地内での現場調査、米軍関係者からの聞き取りなどを米軍に申し入れているところであり、今後とも鋭意捜査を継続し事案の解明になお努力を傾注してまいります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○渡嘉敷喜代子委員長 警察本部刑事部長の説明は終わりました。

これより、請願及び各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔をお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

玉城満委員。

○玉城満委員 陳情第51号の実弾射撃訓練被弾事件に関する件ですが。29ページです。現在、基地内での現場調査、米軍関係者からの聞き取りなどを米軍に申し入れているところであるという、そういう処理があるんですが、米軍の反応はどうか。もうずっとウェイティングの状態なのか、それとも、いついつまでには調査の申し入れが実行できるような状態なのか、その感触についてお聞かせいただきたいなと思います。

○仲宗根孝刑事部長 申し入れて、現在、回答を待っているところですが、その間にもいろいろどうやってやるか等々の協議をやっているんで、感触はいいんじゃないかと思っているんですが、ただ結論は何とも言えませんが、現場調査に入る方向でいろいろ協議を行っているところであります。

○玉城満委員 これは例えば、今これを申し入れてもう半年、1年とかという間隔じゃなくて、もうすぐ近く、あと1カ月ぐらいではその辺の行動ができるという状況の間隔ですか。

○仲宗根孝刑事部長 段階的に捜査が進んできて、日付は今ちょっとはつきりしないんですが、最終的には6月の中旬に基地内に入って現場調査をしたいと、そして関係者から聞き取りをしたいというものを申し入れて、その協議中であります。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 まず、陳情第14号セスナ機の問題ですけれども、処理概要によりますと、5人のうち4人はいま慰謝料については同意が得られているということですが、残りのお1人についてまだ同意が得られていないということで、その現状と今後の方向性ということでお聞かせください。

○上原良幸知事公室長 先ほども処理概要で御説明いたしましたけれども、4人については支払われていると。それから1人についてはまだ同意が得られないと答弁いたしましたけれども、金額でどう折り合いがつかないのかとかその辺の詳しい情報については、我々のほうでは今承知しておりません。具体的な中身につきましてはですね、その報告は受けておりますけれども、沖縄防衛局からの情報ではこれ以上はありません。

○山内末子委員 知事公室長、やっぱりこういう問題はわかりませんではなくて、なぜそれが折り合いがつかないのかということは、県としてはこれは十分に把握していただいて、壁になっているところについては一緒になって折り合いをつけていくというような、そういう努力が必要じゃないかと思えますけれども、その辺をもう一度お聞かせください。

○上原良幸知事公室長 これはですね、極めて個人情報に関する事項です。金額をどこで決着つけるかとなると。例えば、本人からですね、県も何とか一緒になって交渉してくれとかありましたら考えないことはありませんけれども、しかし、個人の所得に関するといえますか、個人情報にかかわってきますのでなかなか県がすぐ入って行って仲介といえますか、そういうことはちょっと控えております。

○山内末子委員 もちろん個人情報もわかります。でも、これは一般の事故ではないですので、そういった意味でやっぱり県がかかわりを持つということは、これからの日米関係というんですか、そういう問題のときでもやっぱり一では何かあったときにはすぐに個人情報だということで、普通の事故とか事件とかという処理の内容とは全然違うと思うんですよね。そういう意味でこちらで提供することにはならなくても、ある程度の情報はやっぱり受けといていただいて、そこはしっかりと把握をしながら進められるべきところは進めていくべきではないかと思えますけれども、どうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 当事者間とどういう状況で、何とかしてくれというそういうことがあればですね、県としても当事者同士がいるわけですから、とにかく解決に向けて十分かつ速やかな補償ができるような要請をいたしますけれども、個別、身体的なところまでは、なかなか入っていけないといえますか、いくべきではないと考えております。

○山内末子委員 もちろんそうです。個別に個人との交渉をやると言っているわけではなくて、防衛省に対しましてももっと協力的に速やかな解決方法を進めてくれということを、県として強く要請してくれということですので、その観点でお願いいたします。

○上原良幸知事公室長 こういう事故が起きたときの補償問題については、こ

れまでも速やかに十分な補償がなされるようにいろんな、例えば沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会でありますとかそういう場を通しまして、常に強く要請をしているということでもあります。今回の件についてもそのようにやっております。

○山内末子委員 お願いいたします。

では、続きまして陳情第96号実弾射撃訓練による山火事の問題ですけれども、これは38ページ。この中で陳情の内容の5のほうですね。地域の生活環境や教育環境に与える影響の実態調査を行うことということで陳情が出ておりますけれども、これについて配慮を求めていきたいという内容ですけれども、その実態調査については行う必要がないということでの考えなのかどうかお聞かせください。

○金城康政環境企画統括監 米軍関係の実際の実弾演習の場合、事前にいつからやるとかそういう情報等も十分入ってくるような状況とか、そのような条件整備ができればやることも可能なんですけれども、現実的に現在の段階では、例えば何日から何日の間にやるという中で、一週間程度の範囲の中でいつやるのかわからないという状況もありまして、そういう状況の中ではこちらの県の体制あるいは市町村とか、実際に測定をする場合には電気の問題とか人の配置とかいろいろあるものですから協力を得てやらないといけないという部分もありますので、そういった条件整備等が整うのであれば検討してみたいと考えております。

○山内末子委員 最近の実弾演習によります山火事というのは、本当に今年に入って多くなっておりますし、演習に対しましての金武町伊芸区の皆さん方の不安というものが、これまでとは本当に大きな不安というものは一もちろん、被弾事件もありました、そういった意味で実はお子さんを持っている親御さんたちからすると、もうそこから引っ越していきたいんだと、そういう思いがいま伊芸区のほうでは子育てのできない環境、教育に対して大変支障のある環境という形で住民の皆さんの不安というものは、決してぬぐうことがなくさらに増大していることを考えますと、そういった意味での精神的な影響を受けているという意味での実態調査ということも必要ではないかなあと思いますが、そういう観点からの実態調査ということは考えられないのかどうか、もう一度お願いいたします。

○金城康政環境企画統括監 健康被害的な実態調査という御趣旨かと思えますけれども、これにつきましてはちょっと今手持ちの資料がありませんが、過去に平成7年ごろからですか、県は5カ年くらいかけて航空機騒音関係のほうも含めてそういった実態調査等をやったあれがありますけれども。実際にそういった健康被害云々の話になってきますと、いろいろ専門家の話も聞いてそういったものは検討していきたいということで、今の時点ではちょっと、我々として考えていますのは、環境の実態をまず把握することを検討し当面やりたいと考えております。

○山内末子委員 ぜひこれまでの環境と、ここ最近の環境というものは大分変わってきているかと思えますので、ぜひその辺は慎重にしながらも速やかな実態調査をお願いしたいと思えます。

それから環境アセスメントの問題で、きのう報道にもありました名護市辺野古沖でのジュゴンという文言が、この環境アセスメントの中で消えていくということについての御説明を少し具体的をお願いしたいと思えます。

○金城康政環境企画統括監 きんのうの新聞で言いましたところは、ジュゴンの記載の件について改ざんされているのではないかというような新聞等がありまして、この新聞の記事にありますように防衛省の環境影響評価準備書の中では、確かに結論部分のほうにつきましては、これは第6章になりますけれどもその記事に書いてありますように、辺野古海域の部分は記載されておりませんし、データのほうであります第3章のほうには辺野古沖のほうに確認という記載があることになっております。それにつきましては、実際の環境省のデータのほうが目視で確認をされたというところは宜野座村沖であったためということですが、細かいデータ等によれば、辺野古沖まで実際に回遊しているというんですか、そういう資料の内容にはなっております、これにつきましては今後、我々のほうでも審査の中で十分にきちんとやっていきたいと、今のところ考えております。

○山内末子委員 これは陳情第125号に値するかと思うんですけれども、これまでの環境アセスメントの問題の中で、いま陳情者の皆さんたち、また県民の皆さんたちから多くの環境アセスメントの方法に対する疑問が大変多く出ているかと思うんですよね。その中で、最近も対話を交わしながらそれについて皆さんのほうも受け答えをしている内容の記事も載っておりますけれども、その中でとても大事なところはやはりこの環境の中でジュゴンについてはぜひそれ

は絶滅をさせないという論点の中から出発もしなければなりませんし、実際に本当に住んでいるということは確認できているんですから、それがわかっていながら何らかの方法を使って改ざんに値するような、そういう環境影響評価準備書になっているところに皆さんの疑問とか不満とか、不安というものが大きく存在してくるんですよね。そういった意味で、もっと対話の中でしっかりとそれを説明するというところが、この準備書の中には大分少ないんじゃないかと思っておりますけれども、その説明をする責任の中で県民に対する説明をもう少し具体的にやっていただきたいんですけれども、それについて知事公室長のほうからその準備書についてどういうふうに思っているのか、見解をお聞かせください。

○上原良幸知事公室長 環境アセスメントの具体的なやり取りにつきましては所管をしておりますけれども、いろいろな形でマスコミ等も含めて情報が伝わってくるわけでございますけれども、そういうものも含めて環境影響評価審査会の専門の先生方がいらっしゃって判断していただけたらと考えておりますので、この審査会のこれからの審査の経過といいますか、それについては公開して県民の皆様にお伝えしながら進めていって、その結果について知事が知事意見を述べるというプロセスがありますので、そのプロセスの中できちんと作業といいますか、事務が処理されると、そうしなきゃならないと考えております。

○山内末子委員 そうしていただきたいんですけれども、そういう中でもやはり今の問題の皆さんが出しているものに対して、すごく多くの皆さんたちからの疑問の意見に対してはどう説明していくかということ、今後ですね。もう時間的に、10月に知事が回答をしていくということになっていきますよね。そうなりますと、もっと具体的に県民のほうに説明をしていくという作業としては、これからどういうものを想定してどういう形で方向性を持っているのかお聞かせください。

○金城康政環境企画統括監 現在、県のほうで考えていますのは環境影響評価審査会のほうを来週あたりにやって事業者にさらに説明を求めて内容等の審査をしていくとか、あるいは専門家の意見とか、あるいはNGO関係のほうの団体の意見を聞いてやっていくということは今考えておりますけれども、県民に対して審査する側の我々が説明をするということは今のところは考えておりません。

○山内末子委員 県民に対しての説明会はこれまでも何度か行っていた部分があったと思うんですけども、ではその作業としては今のところはもうそういう意味では県民に対して広げた形で、その県民が今たくさん疑問が出てきているわけなんですよ、その環境影響評価準備書に対して。それに対して説明はどこでどういう形で県民に説明をしていけばいいと考えておりますか。

○金城康政環境企画統括監 これにつきましては、事業者である国のほうが説明の責任もあると思います。ですから、そういう面で県民のほうにまだ十分でないといういろいろな要望があって、それを沖縄防衛局のほうを受けてさらにその趣旨の説明をするかどうかは、事業者の判断になると思います。

○山内末子委員 ですから県の立場としてはそれを静観するだけでいいのか、それともしっかりと積極的にもっともっとそれを防衛省のほうにも国のほうにも、沖縄県の県民をもっと説得させろというような積極性を持ってほしいんですけども、その県の姿勢としてそれをどう考えていくかということ聞いています。

○上原良幸知事公室長 いまその環境影響評価審査会のほうで審査をしていますと、そして県民からのいろいろな御意見等もありますと、当然そういうことを踏まえて審査会の専門家の方々は、そのことも念頭に置きながら事業者であります沖縄防衛局に対して追加の資料を求めたりとか、そういうことはあると思いますので、直接県民にどういう場の設定の仕方かはわかりませんが、その審査会という場で県民の意見も十分踏まえた議論が専門家の間ではなされると考えております。

○山内末子委員 もちろん県が説明とかということではないと思うんですが、それをしっかりとその関係者、事業者、国、そこに対して県がしっかりと説明責任をしろという積極性を持ってほしいということなんです。今知事公室長もおっしゃっていた、そういう意味で理解はしますけれども、あと一、二カ月の中で十分に説明をした中で知事のほうは判断をしていただきたいと考えて終わりたいと思います。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 29ページ、陳情第51号なのですが、先ほど説明があつて6月中に申し入れているということでしたが、2の処理方針の中で「この事案は地域の方々の安心感に係る重大な問題である」という認識をされているようですが、この被弾事件の玉城さんがお亡くなりになられたという情報を聞いて、大変残念だと思っています。そういう意味では、私もお話を聞きにいきましたけれども、思い出すとやっぱり怖いということをおっしゃっていました。そういう意味で心労が重なったのかなあと、非常に気にしているところなんですね。だからそういう意味で、やっぱり重大な問題として認識をされているのであれば、もう少し県民の命を守る県政、そして県民の安全を守るためにいろんなことを組みたてていく県政として、もう少し積極的な行動をしていただきたいという思いで質疑をしたいと思います。それでですね、その点では皆さんは亡くなられた方のことを掘り返すのもなんなのですが、要因としては病気だったのか、何かその辺も調査というのかな、お聞きになったことはありますか。深くは追求しませんけれども。

○仲宗根孝刑事部長 脳梗塞で亡くなったということを聞いております。

○新垣清涼委員 次に30ページ、陳情第77号についてうかがいます。4の「外来機の飛行を中止すること」の中で米軍及び日米両政府に対して強く要請しているとなっていますけれども、これは文書でなされたのか、それとも直接お会いになってなされたのか、そこら辺の説明をお願いします。

○上原良幸知事公室長 文書では沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会を通してやっておりますし、実際に外来機が来るたびに私の名前で要請といたしますか、そういうことは常にやっております。

○新垣清涼委員 やはりここは声を出し続けることがとても大事だと思います。言っても変わらないからやめようということになってしまうと、そろそろ認めるようになってきたかと逆に誤解を与えてしまいますので、やはりそのたびに強い抗議をし続けて、そしてそれを今回でもう最後にしろよというぐらいの思いでやっていただきたいと思います。次に行きます。

37ページ、陳情第96号についてですが。ここも、3の「国の責任により、適切に処理されるものと考えております」ということなのですが、やはり県土を守るという意味でも、焼けたら国がやるでしょうということではなくて、やはりそういう現実があるわけですから、そこはきちんともとに戻すようにしな

いよということをやっぱり申し入れるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○上原良幸知事公室長 原状回復といいますか、焼けたところを、水源涵養林を再生してくれという要請につきましては、その事案が発生したときに口頭で申し入れはしています。

○新垣清涼委員 申し入れはされていると。わかりました。次に行きます。

38ページ、陳情第96号。先ほどの山内委員の質疑に対して、配慮を求めるだけではなくて実態調査を行いたいということですので、これは調査としてはいつごろ予定されているのか、どう取り組まれるのか、その辺をもし今計画がありましたらおっしゃってください。

○金城康政環境企画統括監 実態調査を行うというよりは、条件整備を整えばそれを検討したいということで、現在のところは具体的にいつごろということはまだ決まっておりません。

○新垣清涼委員 ここはですね、影響がないようにということで米軍に配慮を求めるということになってはいますが、影響があるわけですから。地域からはそういうことを懸念されていて実態調査をしてほしいということですので、ぜひそういう検討をしていただきたいと思います。次に行きます。

46ページの陳情第125号、4に対する処理概要についてなんですが、この「採捕の目的が沖縄県漁業調整規則に定める試験研究等に該当する」ということで許可をしたという回答になってはいますが、事業者はこの水産資源を漁業者、水産資源を利用する側ではないと思うんですね。それでこの漁業調整規則というのは、漁業者を守るために設定されているものだと思うんですよ。ですから利害が相反すると思うんですが、その方々がやることについてもその規則にあっているという見解なんではないでしょうか。そこら辺をもう少し、なぜそうなったのか説明をお願いします。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 処理概要にも書いてありますように、この沖縄県漁業調整規則では水産資源の保全という目的から、漁業者以外が漁労を取ったり、あるいは禁漁期間に取らないようにとかあるいは漁法ですね、定置網とかいろいろこういう制限を設けているわけです。そういう制限を持っているんですけれども、調査研究のための場合は認めますよという条項があるわけです。そういうことで今回の調査については、あくまでそのデータ収集というこ

とで沖縄防衛局の独自調査ではあるんですけども、そういう試験研究に該当するということで許可しているところでございます。

○新垣清涼委員 事業者はどういう目的でその調査研究をされたいといっているのでしょうか。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 当該申請はこの施設建設までの期間、沖縄防衛局の独自調査ということで、定期的なデータ収集と蓄積を行うということで、特に海生生物の目録作成ということで観察するための採取調査ですね、そういうことの目的でありますので、その魚を取って何かをしようということではありませんので、そういうことで試験研究に該当するという判断をしております。

○新垣清涼委員 ここに、その環境を壊す目的で調査をされるわけですね。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 今申請が上がっている内容としては、1つに海生生物の目録作成ということで、例えば底生動物、それから潮間帯生物、それから干潟生物、そして魚介類、サンゴ類等とか海草類とかについてその観察、目視調査とかですね。場合によってはこの魚の種類が同定できないときには採取して陸上に上げてからまた同定をします。こういう話でありますので、大量にとるかということではありませんので、それが大きな影響を与えるとは考えていないところでございます。

○新垣清涼委員 この許可申請証は提出できますか。委員長のほうでお取り計らいをお願いします。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が資料の提供依頼を行う)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

照屋大河委員。

○照屋大河委員 新基地建設等に関する陳情第114号などですが、知事公室長、

冒頭の意見というか決意のごあいさつがありました。新基地建設について一般質問で私が行ったんですが、報道機関の世論調査をもとに県民の多くが新たな基地建設に反対しているんじゃないかという質問に対しては、名護市のキャンプ・シュワブに移設することが現実的な選択肢であると考えており、県民の理解を得られると。これは世論調査でたくさんの人たちが反対しているという結果を言って質問しています。それから反対の中でも、名護市を含む沖縄本島北部地域の反対が76パーセントと非常に高かったという指摘をして、自然破壊を伴う新たな基地建設について沖縄本島北部地域に反対が根強いんじゃないかという質問をしましたが、この点についても可能な限り沖合などに寄せて、地元の意向や環境などに配慮しつつ移設を円滑に進めていきたい。この沖合移動についても非常に多くの人々が反対をしているという指摘もしてあったんですが、どうもかみ合っていないような気がして、改めて移設について多くの県民世論調査の結果を踏まえた、今の移設について知事公室長の意見、考えを改めて聞きたいと思うんですけれども。

○上原良幸知事公室長 まず新たな基地建設を容認するかどうかという質疑に対しては、私はそれはもうほとんどノーだと思います。しかしながら、もともとスタートは普天間飛行場をですね、これは何とかしなくてはならないということで、できるだけ県外、国外ということで求めてきたわけですが、御案内のとおりいろんなプロセスを経まして、それはかなり苦渋の選択もしましたし苦悩の決断もしまして、もう日本政府と交渉を重ねてきてですね、名護市の決断によって、辺野古に移設をするということになったわけでございまして、その辺のプロセスといいますか、それも一つのアンケートの中で、どういうアンケートの取り方をしたかわかりませんが、普天間飛行場の危険性を除去するんだよという前提でこの基地をつくるのかどうかという、どこまでですね、それがアンケートの問い方として含みがあったのかよくわかりませんが、少なくとも新たな基地建設ということになると反対が多いのは、私は当然だと思います。

○照屋大河委員 アンケートのどういった内容かということは、では特に調査をされていないということみたいですね。それも含めて、これまでのさまざまな経過があった。しかし最新の調査は結果が示された。それを知事公室長が冒頭に、基地問題は沖縄の重要な課題だという発言をされていましたが、しっかりと県民の最新の世論調査をもって確認をする必要があったんじゃないかと思うんですが、その点はどうか。

○上原良幸知事公室長 アンケートと申しますか、そういうものについてどういう前提を置くかどうかについて、これはもうアンケートの段階ではなかなかそこまで確かめようがないと申しますかね。実際に県民アンケートというのは割と答えやすい形でしかやりませんので、その背景も含めたアンケートの取り方というのはなかなかこちらがどういう説明をしたかといっても、それはおのずから限界があると考えております。

○照屋大河委員 わかりました。

では次に、実弾射撃訓練の山火事に対する陳情です。陳情第93号、36ページですね。1の火災の原因について徹底的に究明することと処理概要に、防衛局は不発弾処理が火災の原因と言っていますが、ちょっと不発弾処理とイメージすると、そこに不発弾を処理するために作業員がいて、火災が発生するとすぐ対応できる状態じゃないかなあというイメージなんですよ、不発弾処理という。通常、山火事の原因と考えるのは演習によって偶発的に火が発生するのかと私は思ったんですが、不発弾処理という作業をしながら火災が発生したということにちょっと違和感があるものですから、その辺を少し具体的にこのことについてうかがいたいんですが。

○上原良幸知事公室長 着弾地での自然発火ではなくて、その不発弾処理という一つの処理場でやっている事故からどうして火事につながるかという質疑であると思いますけれども、ここに書いてある以上の説明を受けていませんので、この原因を詳しくは私どもは承知しておりません。

○照屋大河委員 同じような疑問があるということですので、繰り返される山火事、あるいは自然も壊されていくわけですから、どうもやっぱりここは納得いかないところですので、しっかりと状況を改めて調査あるいはその内容を明らかにするように求めていっていただきたいと思うんですが。

○上原良幸知事公室長 こういう現場レベルで解決できる問題と申しますか、日米地位協定の根本にかかわるような問題はそれはそれで取り組みが必要ですが、こういう現場レベルでこれだったら防げるとか、あるいは山火事も延焼を何で防げなかったのかとか、これは現場レベルで何とか対応できるようなものについては、これからどういう対策がとれるのかどうかも含めて定期的に米軍側と会合と申しますか、担当責任者レベルですけれども、そこそこも

やっ払いこうということを考えております。そういうルールをつくっていくと。その中で、こういう対応可能なものについては一件一件チェックしていきたいなということで再発防止にもつなげていきたいと考えております。

○照屋大河委員 陳情第78号、32ページですが、不発弾処理の準備中に爆発事故という事例ですが、これについても報告あるいは不発弾の処理という先ほどの山火事とも関連しますがこの辺の具体的な、知事公室長が先ほど言っていたような、現場レベルでの事故や火災などが発生しないようなことは強く求めていっていただきたいと思うんですが。

○上原良幸知事公室長 32ページの陳情第78号につきましては、これは火災だけじゃなくて死者も出ている事案なものですから、米軍当局もかなり慎重に調査をしているということを聞いております。その調査が終わり次第、速やかに今後の対応等について、情報提供あるいは協議ができればと思っております。

○照屋大河委員 続いて陳情第101号、39ページ。ホワイトビーチへの原子力潜水艦の寄港についてですが、昨年は過去最多の寄港になりました。ここ数日、繰り返し寄港していると報道がありますが、今年の状況はどう把握されていますか。

○又吉進基地対策課長 現在、7月6日月曜日の時点ですが、今年1月からの寄港回数は17回となっております。

○照屋大河委員 前年度と今の時点での比較はできますか。

○又吉進基地対策課長 単純な比較になりますが、前年は41回寄港しております、現在17回で半年ということになりますと、単純に計算しますとその倍の34回前後というような敢行になるかと。前年度よりは寄港回数は減っているかなという敢行でございます。

○照屋大河委員 半年で比較して減っているのかもしれませんが。しかしほぼ年間を通すと、過去最多と言われた前年並みになりそうです。地元漁業は寄港に繰り返し反対の声を上げていますが、県の処理概要については安全の対策を講じ、安全対策について最大限の努力を払うべきだ、日米安全保障条約を認める立場から寄港については反対しないということですが、しっかりと監視あるい

は地元の声というのは届いていますか、日米両政府には。

○上原良幸知事公室長 うるま市あるいは漁業協同組合等々の地元からのいろんな声もございますので、それも受けまして外務省あたりにその旨取り扱いについて要請しております。

○照屋大河委員 本会議でも質問しましたが、ここにはありませんがホワイトビーチ地区、その訓練場でのパラシュート訓練について、通報についてのそのたの地域との差がありますので、あるいは訓練区域であっても航行していい、漁業していいというところで事前の通報もないということは、その範囲外に落下する事故も含めてですね、その訓練域内でも事故が起こる可能性があるわけですから、その辺についてはいま一度、米軍あるいは日本政府と話を詰めていただきたいと思います。

○上原良幸知事公室長 演習船につきましては、通知の方法も含めて違いがあって、あとはそれが本当に例えばうるま市だったら漁業関係者とか、そこまで周知しているかどうかというのは、いま一度点検してみる必要があるのかなと考えております。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。
桑江朝千夫委員。

○桑江朝千夫委員 今の原子力潜水艦の問題、陳情第101号の件ですが、昨年よりはペースとして落ちてはいるが、依然として多いことは多いですね。どうしてこんなふうに昨年からというか、原子力潜水艦あるいは原子力軍艦等の寄港が多くなったのか、その理由等は把握できますか。

○上原良幸知事公室長 なぜふえたのかということにつきましては照会はしておりますけれども、まだ回答はありません。

○桑江朝千夫委員 沖縄近海がどういう緊張状態にあるかというものも把握していない。それは情報収集する必要があるんじゃないかと思うんですよ。外務省沖縄事務所があるでしょう、在沖米国総領事館、防衛省、沖縄防衛局等から情報を収集して、我々のこの近海あるいは東シナ海等でどういう状態になっているのかというのを把握したほうがいいと思うんですけれども、いかがですか。

○上原良幸知事公室長 日本周辺、沖縄周辺といいますか、そこでどういう緊張状態といいますか、そういうのがあるかにつきましては、いろんなところで情報収集をしますけれども、それを例えば公の場で分析してこういう状態ですよというのは、なかなか県としては言いにくいということは御承知いただきたいと思います。

○桑江朝千夫委員 緊張状態を県民に知らしめると言っているのではないんですよ。不安をあおる必要はないです。ただ、このようにうるま市を挙げてうるま市長、市議会の議決で抗議せよと言っているんです。どういう状況かわからずにそういった情報も持たずに、ただ抗議だけというのはちょっと大人げないんじゃないですか。やっぱりそこら辺の状況もわかりながらそれをもってして、こんなに来る必要はないでしょうという言い方というんですかね、何の材料もなく県民世論だけがバックアップがあってやるのは、それは住民、我々がやるんであって、そういった情報も持ちながらしっかりとしたこういうやり方というのは、これは情報収集にあると思うんですけれども、こういった材料も持つ必要があると思うんですけれども、もう一度いかがですか。

○上原良幸知事公室長 その情報の収集とかですね、分析まではいくんでしょうか、その辺は当然、私もやるべきだと思うんですけれども、それをどういう形でオープンにするかというものにつきましては、なかなか難しいところはあると私は考えております。

○桑江朝千夫委員 別に県民に公表する必要は私はないと思うんです。抗議する抗議力というんですか、力強さに関しても僕はそれは必要じゃないかなと思います。次に進みます。

陳情第51号、28ページの部分、実弾射撃訓練の件で教えてもらいたい。まずはすべての実弾訓練を即時廃止することとあるんですが、鳥島射撃場はいいです。沖縄本島内でのすべての訓練というのはどのぐらいのペースでされていますか。年何回とか月何回とか、毎日なのか。

○又吉進基地対策課長 一般論ということになりますけれども、複数の多くの演習場があるわけですが、これにつきましては5.15メモということで、あらかじめ用途が決まっております、外務省を通じまして県に対して通告があると。それによりますと、24時間365日訓練が行われているという認識でござ

ございます。

○桑江朝千夫委員　それで、すべての実弾訓練場は幾つありますか。

○又吉進基地対策課長　平成19年3月31日現在ですけれども、射爆撃場という名称がついているものが6カ所ございます。名称を申し上げますと、鳥島射爆撃場、久米島射爆撃場、出砂島射爆撃場、黄尾嶼射爆撃場、赤尾嶼射爆撃場、沖大東島射爆撃場ということでございまして、この中で実弾を使用しているのは鳥島、黄尾嶼、赤尾嶼、沖大東の4カ所でございます。

○桑江朝千夫委員　海兵隊の移転に関連してここで聞きますが、8000人のグアム移転が終了したときには、この実弾演習は減りますかね。365日というと24時間の可能性があるということになると、8000人がグアム移転しても減らないような感じですけども、どんなですか。

○上原良幸知事公室長　演習の通知の仕方が、たまたま1年、24時間ということでありまして、そういう通知の仕方そのものがグアム移転によってどうなるかということとはなかなか予測できませんけれども。運用の問題ですから。ただ、定数が8000人も減るということになると当然、沖縄に在籍している海兵隊は少なくなるわけですから、演習もそれに伴って少なくなるのが普通ではないかと考えております。

○桑江朝千夫委員　現実的には当然減るだろうと、また減らなきゃならないという考えということですね。

最後に、先ほどに戻りますがこの原子力潜水艦に関しての沖縄近海というか東シナ海での状況というものは、何度も言うんですが公表を求めているわけではないんです。ただそういった情報収集はしているのか、改めて聞きますが、そしてその情報を持っているのかを聞いて終わります。

○上原良幸知事公室長　もちろんマスコミ等からの情報もそうですし、あとはいろいろな研究者等々のもので、大状況といいますかそういう極東アジアの状況とか、そういうものについてはいろいろな研究者等々ですね、大状況、小状況を含めて情報収集はやっております。

○渡嘉敷喜代子委員長　ほかに質疑はありませんか。

玉城義和委員。

○玉城義和委員 まずセスナ機の件ですが陳情第14号ほかですが、この被害にあった5人というのはこれはどういうことですか。要するに地主とかそういう意味ですか。

○上原良幸知事公室長 5人の方というのは、さとうきび畑の耕作者ということですか。

○玉城義和委員 この補償に至るまでの手続、日米地位協定を含めてちょっと説明をしてくれませんか。

○又吉進基地対策課長 本案件は米軍人の公務外の事故ということでございまして、日米地位協定の第18条第6項というものが規定になるわけですがけれども、日本政府が補償金を査定しまして米国政府との間で補償金の支払いの調整を行うということでございます。

○玉城義和委員 日本政府が査定するの。違うんじゃないの。

○平良宗秀基地防災統括監 公務外の事故の場合には、加害者が賠償責任を負って、基本的には当事者間でどのようにして解決するかということになります。それが困難な場合には国が、沖縄防衛局ですけれども補償請求を受けて内容を審査して、また米国に対して補償金の請求を行うと。もちろん個人として、被害者のほうで訴訟を起こすというのはまたその手続も別途あります。

○玉城義和委員 公務外ということでしょうから、基本的には一般の民事責任と同様に裁判ができるということですよ。ただ、そういうことは現実的ではないから、例えば沖縄防衛局の局長が請求書を米軍に出すと。米軍はそれを受けとって査定をすると。査定をして金額を決めて、日本側に提示をするという手続ですよ。この第18条第6項はね、A、B、C、Dは。そうするとこの額は、先ほど知事公室長は金額とかあるいは交渉の中に入らないとこういう話でしたが、この4名についての金額、これは公表するかしないかは別問題ですよ、これはまさに個人情報にかかわるんでね。日米地位協定の改定を年来主張している県として、どれぐらいこれが補償されているとか何が隘路になって進まないかということ把握することは当然のことです、これは個人情報

云々ということで、それは全くやらないなんていうことはならない話であって、そんなこと一切わかりませんということで、日米地位協定の改定も何もあったもんじゃないんですよ。そういう意味ではどうなんですか、実態は4人については金額というのは、これは公表する必要はありませんがね、県としてはお聞き及びなんですか、それはわかっているんですか。

○上原良幸知事公室長 今、委員の御質疑がありましたけれども、そういうことで照会をしましたけれどもそれはプライバシーということで沖縄防衛局からは教えられないということでもあります。

○玉城義和委員 そうしますと、当事者というか沖縄県としては当然に関心をもって当たってきたわけだし、これからもいろんなことが起こるわけだけれども、実際の自分たちが安全を守るべき県民がこういう事故にあって、どれぐらいの補償を得ているのかということが全くわからないということでは、日米地位協定の改定の要求も何もあったもんじゃないんじゃないの。この辺については、まさに県としてはこれまでも含めてどういう見解を持っているのか、率直なところをちょっと聞かせてもらえませんか。

○上原良幸知事公室長 一般論ですけれども、払う側と受けとる側が公表といいますか、県に知らせることに対して了解しないでも強制的に県のほうからその情報をとるということは本当にどうなのか、その辺の判断がいると思いますけれども。

○玉城義和委員 先ほど山内委員からもあったように、これは普通の個人的な民事訴訟とか民事事件であればおっしゃるとおりですよ。問題にしているのは、何でこういうことが問題になるのかというのは、公的な話というか日米地位協定を含めて米軍の関係があるからこの米軍基地関係特別委員会にかかっているわけであって、そんなことを言ったら、それはここで議論をする根拠そのものがなくなってしまうでしょう、これは。

○平良宗秀基地防災統括監 今のお話があったように、日米地位協定の見直しとかそういった中では米兵などによる人身事故で、過去にそういった被害補償が十分になされなかったといった経緯もあって、あるいは裁判上で損害価格との差が生じていたとか、そういったものの過去の経緯も踏まえて要請など問い合わせなりして見直しをするべきだと、補償すべきが完全に実現できるように

というようなことで要請などをしてきたわけですが、今回の事例について、当然、実際に問題が生じてきたというような場合には、当然に地元からの意向とかお話なども受けて県が対応すると、いろいろ内容についてお話を聞いていくというのは具体的に出てくるかと思えます。それは先ほど知事公室長が申し上げたように、実際に地元のほうがそういった問題点などの提起があれば、やっていくという趣旨の答弁がありましたけれども、そういった考え方には変わりはないと。実際に具体的にその場合にどういった課題が出てきたかというようなことでは、当然に県のほうも対応をしていくというような答弁であったということです。

○玉城義和委員 答弁がよくわかりませんが、要するにまず沖縄防衛局長が、当事者たちが損害の賠償請求書を出すと。沖縄防衛局長はそれをアメリカに請求書を出すと。米側が慰謝料の支払いの通知をやってくると。そのときの金額というのは、これはアメリカが一方的に決めた金額で、それについて不服があれば裁判をしなさいと、こんな話ですよ。裁判をしてみたって、どうせ個人の米兵が財産を持っているわけじゃないから、その支払いができないから最初の話になっているわけですね。このところでいくと、私は正確に聞いてはおりませんが、仄聞するところではやっぱりかなり不満が残っているという感じがあるわけですね、今度の件においてもね。だからそのことによって金額はわからないわけだから、どれぐらい一般の民間との差異が出てくるのか、比較もできないわけですね。だからこれを聞いていて、我々は判断のしようがないんだ。そうすると、これは不満があったときには裁判をしろといったって、実際問題それは不可能ですよ。米兵を相手にして裁判をしても、彼らは異動するわけですから、とてもじゃないけどそれはできないと。こうなるとアメリカの出した計算書に、さあ署名捺印しなさいと、こういうことでしょう。そうするとこれはそうせざるを得なくなって、全く我がほうの立場が一方的に弱いと、現実こういうことになってるんじゃないですか。

○平良宗秀基地防災統括監 その手続面では沖縄防衛局のほうで、その被害額などについては調査をして算定をして、そしてアメリカ側に請求するというようなことになっていると思えます。アメリカ側のほうで決めてそれでいいんだというふうな、復帰前はそういうのもあったかというように聞いておりますけれどもそういったことではなくて、沖縄防衛局のほうで算定するような手続になっているかと思えます。

○玉城義和委員 そのとおりですけれども、要するに建前としては公務外の損害補償請求書というのをアメリカに出すわけですよ。それを見て算定して決定するのは米側なんですよ、これをね。これは第18条第6項ではそうなっている。だから、そういうところで日本政府の出したものは必ずしもアメリカ側によって同一額が決定されるとは限らないんですよ。そこが問題だと申し上げているんでね。だからそういうときに、一方的に我がほうとしてはどういう対抗策があるのかということですよ。いかがですか。

○平良宗秀基地防災統括監 対抗策ということでしたけれども、基本的には先ほどお話がありましたように、実際に当事者間に不満が残らないようにと、不満が残らないようにするための最終的な話は裁判でしようけれども、ところが裁判までには至らないと。そういう中で何が適切かというものについては、また地元でどういうふうな状況になっているのかというのは、そういった支障があるようなお話があれば、それは県としても対応をしていくというようなことで、先ほど来から答えているところです。

○玉城義和委員 不満があれば対応をしていくというのは、具体的にはどういうことをですか。

○平良宗秀基地防災統括監 先ほどお話ししたように、加害者と被害者においてそういった同意の中で、では損害額が決まっていますよと。まだ決まっていない方がいる。その方はまだ調整中だと思いますけれども、ではそういった中で何がその中で解決ができないのかというようなことです。

○玉城義和委員 御答弁が私はよく理解できないわけではありますが、今のこのシステムでいけば、我々もそういう意味で第18条の改定を要求しているわけですが、言ってしまえば一方的にアメリカの言いなりなんですよね。それ以外に、どうせ不満があるんならどうぞ裁判してくださいと、裁判をしたってそれはほとんど見通しが無いわけで、そういう意味ではアメリカの補償も正当な権利としての補償ではなくて、恩恵的な支給ではないかと。この第18条はそう読めるんだよ。そういう意味では、やっぱりこれは抜本的に改定していかないとまさに不平等条約で、いつまでもこういうことを繰り返すことは屈辱的です。主権者たるものとしてね。そういう意味ではもっと県としても、補償額も含めて公表する必要はありませんが、何らかの形で本人からも聞いてどれぐらいなのかということのをわかって、そして民間との違いはどうなのか、ここのところをき

ちっと把握しておかないと、腹の底から怒りも出てこないんじゃないの。金額も幾らかわからないというのであればね。私はそういう意味では非常に生ぬるいと思いますし、この5人のうちの1人がなかなか同意できないというのもその辺にあるわけですよ。だからこれは低いと思っていても、捺印してほかの裁判等々には訴えませんということをやっているわけでしょう。だからそういうことが現実にあるんで裁判してもしようがないからここでひとつしょうがないと、大体こんなことが普通ですよ。それでね、後で決意も聞きますが、これまでの公務外で支払われた金額というのはトータルしてはわかるんですか、復帰後幾ら支払われているか。

○平良宗秀基地防災統括監　いま手元にあるのは平成12年度から平成19年度までの各年度のものの資料で恐縮ですけれども、そういった中で年度によってはばらつきがあって、多いときで8000万円、少ないときで200万円という被害補償があります。また、これは日米地位協定に基づくものですが、それ以外に例えば自動車事故で保険で補償されたものとかはその保険の補償になりますので、そういったものは含まれていないということのようです。

○玉城義和委員　もうちょっと系統的に、例えば公務外で米国政府が補償した金額と、あるいはほかに公務中とかも含めて日本政府が補償した金額、それは別々に出ませんか。復帰後この間のトータルとして。

○渡嘉敷喜代子委員長　休憩します。

（休憩中に、玉城委員の質疑を一たん保留し、午後の委員会で当該質疑に係る資料を執行部から提出してもらうことを確認。）

午前11時58分休憩

午後1時45分再開

○渡嘉敷喜代子委員長　再開いたします。

又吉進基地対策課長。

○又吉進基地対策課長　午前中に資料提供の要求がありました件なんですが、沖縄防衛局に照会いたしましたところ、平成16年度から平成20年度の5年間のいわゆる公務外の賠償金の額については御回答いただいております。まず平成

16年度3700万円、平成17年度600万円、平成18年度1200万円、平成19年度300万円、平成20年度100万円、合計しますと5900万円になるということでございます。

○玉城義和委員 アメリカが出したのもわかりますか。

○又吉進基地対策課長 失礼いたしました。ただいまの額は公務外でございますので米側が支出した額でございます。

○玉城義和委員 これがそうだよ。日本政府が出した金額は幾らなんですか。

○又吉進基地対策課長 公務上というものがこれに当たると思われますが、公務上の数字をいただいております、平成16年度が7000万円、平成17年度が2億5200万円、平成18年度が1億200万円、平成19年度が4000万円、平成20年度が4800万円、合計しますと5億1200万円でございます。

○玉城義和委員 公務外で米政府が出したのが5年間で5900万円。一方、公務で日本政府が出したのが5億1200万円。約10倍の金額になっていてこれはNATOも含めて流れも一つあるとはいえ、大変な負担額になっているということがわかると思います。これは恐らくもう少し統計をさかのぼってとれば数字がもっと明らかになると思いますが、日本政府の負担が膨大に上がっているということがわかると思います。こういったものは引き続きやっていますが、この日米地位協定の改定がなかなか進まないという裏には、日米安全保障条約も含めて両国のいろいろな事情があると思いますが、この日米地位協定の中身が県民、国民に広く知られていないということが私は一番大きいと思うんですね。ある面でいえば、両国の不平等条約を改定するには国論というか、物すごく大きい国民の世論の高まりがなければ、渉外関係主要都道府県知事連絡協議会とか何とかやってみても、国民的な風圧というかそういうのがないと私は難しいと思うんですね。だからいろいろな事情があるにせよ、私は国論が沸かないと、この日米地位協定の改定に向かって国論が沸かないということが一番本当は大きいんだらうと。国民運動になっていないというね。そういう意味でいえば、それぞれの条文ごとに起こってくる国内でのいろいろな事件や事故とかいうものが、実態はどうなっているかということをやっぱり国民に知らせていくということが、私はこの協定の改定に一番大きく寄与するだらうといつも思っております。それを沖縄県から発信していくという、そういう地味な作業をずっと

積み重ねていくことが国民世論を喚起する方法ではないかと。だから何か特別に奇策があるわけじゃないんですね、これは。だから国民世論を喚起するには、こういう数字をきちっと出していくということが重要であろうと思いますので、これは意見として申し上げておきますので、よく御検討いただきたいと思えます。

それでは次に移りますが、陳情第102号14ページですが、これに3年めどの基地の閉鎖問題が出ております。これについて幾つか基本的なことを確認しておきたいと思っております。まずは3年めどの3年というめどづけをした起点日といいますか、いつから数えて3年と考えているのかをおさらいをしておきたいと思えますが。

○上原良幸知事公室長 知事の公約ということですから、就任した日だと考えております。

○玉城義和委員 私の以前の質疑に対しては、知事は公式の場で日本政府等に申し入れた日と発言をされておりました。それは就任されたのが秋口、11月ですからその翌月でしたか、政府との普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会を指しているのと知事の答弁はありました。それで、要するに知事が就任された翌月の政府との会議が私は起点だと正式にとらえておりますが、就任した日というのも結構でしょう。そうしますとことしの秋、11月までには、その公約のいわゆる3年というのがたってしまうんですね。そうしますと例えば今度の4月9日でしたか、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の議論をつぶさに検証してみても、なかなか3年めどの閉鎖ということについてはあと5カ月しかありませんので、これは今日までに2年半たってできなかったものが5カ月でなかなかできるとは思えないですね。それでこれまでの経過、3年めどで閉鎖状態にするんだと、開店休業にするんだとおっしゃったことから2年半たっているのです、どういう経過をたどったか、そして県としてはこの問題については到達点はどの辺まできてると思っているのか、その辺の認識を示していただきたいと思えます。

○上原良幸知事公室長 まずは昨年7月にワーキングチームが設置されておりました、事務レベルではかなり頻繁に会合もやっております。それで第8回の移設協議会では地元の意見を真摯に受けとめて今後とも誠意を持って協議していくという発言等もございました。いつごろに、という話もありますけれども約3年でめどをつけていくと、要するに見通しをつけるということでしょうけ

れども、こうした主張に対しては政府もきちんと受けとめているということで、どの段階かあるいは数字的にいえば5割、3割、4割ということではなくて、具体的なテーマも含めてこれから鋭意議論していくということでもあります。

○玉城義和委員 官邸に外務大臣を含めて官房長官、当時の防衛庁長官と日本政府の枢軸がお集まりになってこの会議をずっと開いていて、私はこれを読むたびに、恐らく場面を想像するとそれぞれペーパーを持ってね、事前に通告をし合ってペーパーをつくって読み合っているんだらうと思うんですね。まったくこれは何のためにこういうことをやるんだらうと、いつも私はこの議事録を見ながら思うんですが、本当に事務的にできる話だらうと。それをこれほどの閣僚が集まってやる必要が、いったいどこに実質の意味があるのだらうかといつも考えるわけですが、いまの話は逆で、政治家が集まって決定ができないものをワーキングチームをつくって、そこで3年めどの閉鎖が実現できるようなそういうものなのかどうか。よく知事もそういう答弁されるので、私は非常に不思議ではないんですが、これだけ外務大臣、防衛大臣が集まって前に進まないものがワーキングチームでできるんですか。今の答弁も含めて、どういう御認識ですか。

○上原良幸知事公室長 普通は政治家、担当大臣がそれを最終決定するわけですが、それまでの具体的な項目等について、どういうことをやるかについては当然ワーキンググループといいますか、事務局段階で出した結論を担当大臣がそこで参加していくということが、いわゆる意思決定の流れだと思っていますけれども。

○玉城義和委員 逆でこの軍隊の兵員の移動だとか運用の変更だとか、相当な政治決定が必要な話であって、これは防衛大臣、外務大臣を含めて沖縄の基地のあり方云々にかかわる話であって、そこに政治決定があってそれをどうするのかというのはそれはワーキングチームでもできるんですが、全くそれは話が逆だらうと思います。この前の4月8日の移設協議会の中で知事はこう発言しているんですね、3年閉鎖は私の選挙の公約であります。移設が完了するまでの間、一時的移駐や訓練の分散につながるですね、3年めどの閉鎖状態の実現につなげる必要があると考えていると。こう知事は言って各閣僚の前で要請をしております。それに対して中曽根外務大臣のお答えは、一昨年8月10日に公表された普天間飛行場の運用に係る報告書は、地元の御要望も踏まえて現在とりうる最善の措置を最大限努力してまとめたものであります。すなわ

ち知事のおっしゃる3年めどの話は、一昨年8月にまとめた普天間飛行場の運用に係る報告書が最大のものであるということを行った上で、普天間飛行場に係る問題点の解決のためには何よりも普天間飛行場の移設を早急に進めていくことが重要でありますと、こう述べているわけですね。だからそういう意味では全く外務大臣は、知事のおっしゃっていることはこれは既に一昨年8月にやったんだと、そしてそれ以上言うのであれば早目に移設することが早道なんだと、そういう意味では外務大臣はまともに取り上げていないんですね。それで同様に浜田防衛大臣も、我々といたしましては、普天間飛行場の危険性を除去するためには、何よりも同飛行場を早期に移設することが重要であると考えていると。平成18年5月の日米の合意に従って地元の意見によく耳を傾けつつ、一日でも早く同飛行場の移設・返還を進めるため努力をしていくところであると。両方とも既に普天間飛行場はやっているんだと、そしてその危険性の除去は早く移設することなんだと。こういうことで全く知事の認識と違うわけですね。そういう中で、この2年間ずっと同じことを言っているんですよ、この官邸のお話はね。その中でも、そのワーキングチームどうのこうのというのは、知事公室長、あなたもよくわかるとおりでね、その官僚の決定プロセスも含めてよくわかっていらっしゃるとおりであって、とても我々はこの現状認識を見るとあと5カ月とか6カ月、今年の秋までに知事のおっしゃっている開店休業状況にできるとはとても考えられないですね。稲嶺前知事もそうでしたが、15年問題だとか軍民共用と問われて、いや一生懸命やるんだと、あらゆる場所で言うんだと、こういうことを言って結局8年間過ごしたんですよ。今度もまた同じことで、この3年めどを言い続けるんだと、あらゆるところで言っているんだと。こうして3年過ぎてしまうんですね。私はこういうことでは問題がどんどん先延ばしされるだけでどうにもならないと思うんです。もしこれがことしの秋口までにめどがつかない場合、県としてはどうされるのか、ここは正念場だと思うんですよ。政治家の公約でもあるんだし、知事がいないのに知事公室長に言うのも何ですが、その辺は県としてどういう腹づもりでおられるのか、どういう議論が中でされているのか、そしてこの半年でこれを突破する強力な戦略とかウルトラCがあるのか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○上原良幸知事公室長　ウルトラC的なものがどういうものであるかということも含めて協議をする、ワーキンググループでですね、協議の内容等についてはお話しはできませんけれども、いずれにしても前回の移設協議会でも、最後は河村内閣官房長官が危険性の除去や騒音の軽減等についてさらに検討を加速させたいと明確に言っているわけでありまして、それを踏まえて当然事務レ

ベルもそういう担当大臣あるいは内閣官房長官の発言等を重く受けとめて、今議論を進めているということでもあります。

○玉城義和委員 この議事録をこれまでのやつを全部読めば、毎回同じことを言っているわけで、やらないとは全然言わないんですね。前向きに地元の意見を聞いて最大限努力をすると。いつもこう言っているわけでありまして、それは稲嶺前知事のころから同じことで、やらないとは言いません。それは政府も立場があっていつも頑張ると、前向きにやるとしか言わないわけで、ところがそれが実現できないというところに問題があるんだろうということを考えております。我々としては政治家の公約でありますから、ことしの秋も含めてこのところは県民も含めて注視をしているわけで、これからもそれについては関心を持ってやってまいりたいと思います。

それからもう一点。沖合移動についてですが、これは要するに今度の環境影響評価準備書との関係もあります。事業者のほうは6カ所検討したんだと、ところがそれぞれプラスマイナスがあって、結局は事業者案のほうが一番妥当なんだということをこの移設協議会でも言っているわけですね。そういう意味でいえば、知事の沖合移動については、政府はこの環境影響評価準備書で見ると限りではゼロ回答ですね。むしろやんわりと拒否をしたと。6つ出して見て、風向とか流れとかいろいろ調べてみたけれども、とりたててこれがいいということにはなりませんでしたというのが結論ですね。そういう中で、この環境影響評価準備書のことも含めてそうであれば、県としては知事の沖合移動案は、今度の環境アセスメントの中でどう位置づけて、どう取り組まれるのか、これは知事公室と担当部局からそれぞれ教えていただきたいと思います。

○上原良幸知事公室長 今回の環境影響評価準備書におきまして、代替施設の位置に係る複数案が検討されたことについては評価いたしますけれども、環境影響評価準備書においてその対象とする事業景観は環境影響評価方法書と同様であるということで、建設地の沖合移動がなされていないということについては残念であると。ただ、6つの検討ケースの比較検討の結果を見ると、環境影響評価準備書の案よりも他のケースが生活環境とか、あるいはその自然環境の影響が少ない項目もあるということで、今後さらに検討を重ねて地元の意向や環境に十分配慮をして、沖合などに寄せることは可能であると考えております。

○金城康政環境企画統括監 文化環境部のほうとしましては、6案の比較検討をしたということについては評価しておりますけれども、その6案についてそ

それぞれの環境影響評価に基づいて実施されたものではありませんので、事業者の独自の比較検討という形でありまして、政府案のほうがいいということで環境影響評価準備書ができ上がっておりますので、その環境影響評価準備書を環境影響評価審査会の意見等も聞いて審査をしていくというか、適切な意見を述べていく考えでございます。

○玉城義和委員 知事公室長の御答弁は本会議と全く同じ答弁でありますけれども、聞いているのはこの環境影響評価準備書を受けて、県知事意見として具体的に移動を示して知事意見としてお入れになるのかということですね。それで、事業者はそういう結論だけれども、沖縄県としては違うんだということを理屈も含めて出して、それでことしの秋口にといわれているそういう知事意見の中に、それを取り込んで知事意見として出されるのか。それともそうでなければ、今の一連の手続の中でどういう方法があるのか、法的な手続の中でどういう方法で入れ込んでいくのか、それともそれはないのか、どこかで政治的決断をするしかないのか、そういうことを含めてこれから考えられるプロセスをちょっと示していただきたい。

○上原良幸知事公室長 知事意見として具体的にどれだけ寄せるということについては9月の段階で出すことはありません。9月の知事意見がどういう形で出てくるのか、当然これはこれからの環境影響評価審査会等の協議の結果等も踏まえて判断していきます。

○玉城義和委員 最初の答弁は要するに、一連の法手続の中で知事意見として出すことはない、こう理解していいんですか。

○上原良幸知事公室長 具体的にどれだけの距離を離すとか、そういうものは9月の段階では出ません。

○玉城義和委員 何メートルという話をしているわけじゃないんで。9月の知事意見の中に現行の政府案、事業者案ですね、環境影響評価準備書に書かれた案、これも場所がちゃんとわかっていないということですが、それをもっと沖合移動させるべきだという知事意見は入れるんですか、入れないんですかといっているの。何メートルかと聞いているわけじゃないんだよ。知事意見として出すのかということ。

○金城康政環境企画統括監 生活環境の観点からいいますと、航空機騒音等の低減という面から沖合に修正させるというのも、保全策の1つであろうかと思えますけれども、沖合移動については環境影響評価の結果等を見なければ判断できない部分がありますので、先ほどから知事公室長もおっしゃっているように、環境影響評価審査会の意見等いろいろその中で知事意見というのを今後つくられていくものだとということでございます。

○玉城義和委員 重要なところなんで言っているの、それは環境影響評価審査会で意見をまとめるでしょう、環境影響も含めて。それで、その中で知事はそれを参考にして知事意見をつくるわけで、それに知事の主体の側としてその沖合移動について、挿入するか加えていくかということが、あるのかないかということを知っているんですよ。それは例えば環境影響評価審査会がそういう意見を出さなければ出さないとか、環境影響評価審査会の意見の範囲であるとかそういうことであればそれでいいし、知事としてそういうことを入れていくかどうかという、この1点だけについて教えてください、いまの時点で。

○上原良幸知事公室長 これから環境影響評価審査会のほうでいろいろ議論されていきます。そういうことも踏まえて、我々としては沖合に寄せてほしいとかそういうことを求めていくわけでありまして、それがどの程度かということも含めて、これは環境影響評価審査会の意見を聞かなければならないということでもあります。

○玉城義和委員 要するに、環境影響評価審査会に対しては沖合移動の件について県から諮問しているんですか。検討してくれと言っているの。そんなことをしないで環境影響評価審査会が自主的に言うわけじゃない。

○上原良幸知事公室長 環境影響評価審査会の意見を踏まえて、環境に十分配慮する観点から知事意見を述べるということでありまして、こうした手続を経ることによって最終的な位置というのは環境保全の視点が可能な限りとられたものになると考えております。

○金城康政環境企画統括監 6つの案については先ほど答弁しましたけれども、事業者のほうで比較検討をしたということで、最終的に環境影響評価準備書に上がってきていますのは今の政府案という形になっておりますので、それを環境影響評価審査会の中で審査をしていくということでございます。ただ、

環境影響評価方法書においても知事意見の中で生活環境の観点から、航空機騒音による影響を低減させる必要があるということで、前段で述べた経緯もありますので、審査会等の意見も踏まえながら、最終的にまたその文言が入ってくるかどうかというのは、知事意見の中にそれが出てくるかというのは、どういう形で出てくるかも含めてですけれども、沖合への移動という言葉ぐらいですか、可能な限りということで環境影響評価方法書に出したような表現になるかどうかは別にしましても、今の段階ではそういう形で考えているということですね。具体的に出すとか出さないという話ではないということでもあります。

○玉城義和委員 この問題についてこれであれしますけれども、防衛大臣もこう言っているんですよ。「地元の皆さんに丁寧に説明させていただき、このような過程を通じて今後出される環境の保全の見地から、準備書に対する知事意見も勘案しながら適切に対応したい」と、こう言っているわけだ。要するに、官邸でフリートキングをやっていてもスルスルと抜けるわけですよ。だから防衛大臣も言っているように、環境影響評価準備書に対する知事意見が出てくればそれに対して対応すると言っているわけだよ。だから本気でやる気があるのであれば、環境影響評価準備書に対して知事意見で沖合移動と出せばいいじゃないですか、知事意見としてこれはあると。環境影響評価審査会の意見もくつつけながらね。なぜそれが言えないんですか。制約のないところではいろいろ言っていて、実際にこの法的手続が進んでいる過程で、防衛大臣も知事意見が出ればとこう言っているわけですから、そこで何で出すということが言えないの。防衛大臣もこの中でちゃんとやっているじゃない、環境影響評価準備書に対して知事意見も勘案すると。そこで言えばいいじゃないですか。どうしてそれが言えないの。

○上原良幸知事公室長 ですから先ほども言ったように、知事意見で可能な限り沖合に寄せてほしいということを使うわけです。

○玉城義和委員 この環境影響評価準備書に対して言うということですね。

○上原良幸知事公室長 いや、言うかどうかはこれからの三者間のあれを踏まえて知事意見を出していくということです。

○玉城義和委員 もういいです、何時間やっても決着がつかないから。要するに知事意見をどこで言うかと。法的な枠組みというか、制約でひっかけのある

ところで言わないで、こういう政治的なところで言っても、みんな修飾語が多くてよくわからなくなってくるんでね。そこのところは今後とも一ほかの委員もおりますので譲りますが、私はやっぱりその辺が沖合に寄せるということ、3年めども含めて極めて極めて知事の公約があいまいな形になってきているということが今のお話でわかったの。知事公室長が新しくなったわけだからね、もう少しめり張りのきいたお答えをしていただきたいと思いますよ。あなたは理論家でもっと歯切れがいいんだから、そこのところもう少し頼みますよ。

もう一点だけ、環境アセスメントについて。要するにこの環境影響評価方法書から環境影響評価準備書に至るまでいろんなものが後出しじゃんけんみたいにして、どうもくっついてきたということがあって、私どもから見ればこの環境影響評価方法書に戻るべきと思われるものがたくさんあるんじゃないかと思うんですね。この環境アセスメント法の第28条は、事業内容の修正がある場合には環境影響評価方法書に戻らなければならないと、こういう規定があると思うんですが、政令第9条で軽易な変更とは何かということについて幾つか例示をされていて、基本的には滑走路の増加が300メートル以下である場合には軽微だと。あるいは施設の区域の埋め立てとなる場合20ヘクタール未満、これは県だと10ヘクタールですね。また新たに埋立千拓区域となる部分の面積が、修正前の埋め立ての20パーセントに満たない場合等々は軽微なものになると、こういうことでやっているわけですね。しかし一方で、環境影響評価法施行令第9条は括弧書きで「環境影響が相当な程度を越えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるもの」これは先ほど前に申し上げた軽微の変更から除くと、こういうふうに明文規定されているわけですね。だから例示があって、例示の次にしかしながらと、相当な程度を越えて環境に影響を与えるものについては軽微なものから除くと、こういうふうにわざわざされているわけですね。私は本会議でもお聞きしましたが、なかなか回答がよくわかりません。2008年1月11日の追加資料、これもたくさん出ているわけですね、県に出されたもの。飛行機の種類が追加された、飛行、集落上空も飛ぶこともある。それから誘導灯が、一方が930メートルともう一つは430メートルでしたか、そういうものも追加されているわけですね。そして洗機場なども3カ所追加されていると。県内で大量な海砂の採取も、県内からであるということも明らかになった。今回の環境影響評価準備書でいえば、4カ所のヘリパッドの新しい追加ですね。雨水処理浄化槽等が追加されている。これだけのものが環境影響評価方法書以降に追加されているわけです。これらが同方法書に記載されなくていいということには、とてもこれはこの環境アセスメント法第28条も含めて考えられないわけですよ。だから県はこのことについて、どうかと各委員か

ら問われているわけですが、そのたびに私どもは納得のできると思いますか、理解のできる答弁が得られていないんですね。これらが軽微な変更であると考えられるのか、この第28条、環境影響評価法施行令第9条の関連でどういうふうにこれを整理されているのか、その辺を少し丁寧に説明をいただけませんか。

○金城康政環境企画統括監 今委員のおっしゃるような形で、再実施が必要な場合あるいは不要な場合の問題ですけれども、まず事業の諸元ということで埋め立てでいいますと、埋立区域の面積の位置ですね。これはおっしゃるように20パーセント未満。それから飛行場の場合ですと、これは県の条例で今環境アセスメントをやっていますので、これも滑走路の長さが20パーセント未満で、埋め立てでいいますと10ヘクタール未満ということで、この場合にこれ以下、未満であれば基本的に軽微の変更という状況になります。事業の諸元の変更ということで、それで事業の諸元以外の修正については、今軽微な変更という形に政令のほうでも述べられておまして、あと環境の負荷の低減を目的とする修正云々ということでもありますけれども、この場合は新たにほかの市町村が含まれてくるのであれば該当しないということですので、県のほうとしては今回の追加部分ですけれども、軽微な追加修正の内容については軽微な変更のものと理解しております。以上でございます。

○玉城義和委員 そのこのところを説明してもらいたいんですが、環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあるものは除くということを言っているわけで、私が今幾つか、7つか8つぐらい申し上げました。このことが県として軽微な変更だということの結論に至る根拠、そこをわかるようにちょっと説明してください。

○安富雅之環境政策課長 事業の諸元と申し上げますのは、面積ですとか滑走路の長さとか、あとは新たに飛行場となる部分の面積、そういったものにつきましてもは相当な程度を超えて、環境に影響あるものは手戻りするということになっています。それ以外のものにつきましてもは政令第9条第2項第2号に規定されておりまして、諸元以外の修正につきましてもはそういった相当な程度を超えて環境影響のある場合は除くと、そういう規定はされておりません。そういうことで新たなヘリパッドとかそういうものに対しては、相当な程度を超えて環境影響のあるものについては手戻りしますという、その条文は適用されないということでございます。

○玉城義和委員 2回も3回も言ってますが、その第9条の括弧の中のただし書きで「環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別の事情があるものを除く」というものがあるわけね。それは要するに軽微な変更から除くということですよね。それが、私が例示したようなものがそうではないという理由は何かと聞いているわけ。

○安富雅之環境政策課長 最初の諸元の面積ですとか、滑走路の長さの規定は政令第9条第2項第1号に規定されています。先ほどヘリパッドとかいうものは第2号ということで、そもそも条文が違うということです。

○玉城義和委員 そんなことはわかって聞いているんですよ。だから要するに、諸元があって幾つか例示されているわけですよ。しかしながらということはただし書きがあるわけでしょう。そのただし書きが意味があると言っているんですよ。だからそのただし書きの中にそれはあるので、そういう特別な事情がある場合には除くと書いてあるんだから、このように私が挙げたものはね、どうしてそれはあなたのおっしゃるようなものに該当しないのかと、そのところをわかるように説明してくれと言っているわけだよ。

○安富雅之環境政策課長 もともと諸元というものは、それを変更することによって著しい影響があるものとして、当初から記載を義務づけられているものです。面積ですとか滑走路の長さを修正しますと、もともと環境に著しい影響のある項目であるということで諸元として提言されているということでございます。

○金城康政環境企画統括監 今先ほどから私どもが説明しているのは、その事業の諸元というのは修正であって、例えば先ほど言いましたけれども10ヘクタール未満であれば軽微な変更ですよというんですけれども、環境への影響があるんだったら8ヘクタールでもやり直しになりますよということの意味で、その事業の諸元に係る問題なんですよ。それで、事業の諸元とは何かというと、先ほど言いましたように滑走路の問題だとか埋め立ての問題だということであって、そこにあるヘリパッドとか何とかというのは事業の諸元にはならないので、これに対しての環境への影響が相当あるとかないとかという議論はここではないですよと、それで判断をしてヘリパッドその他の追加分はこれなので、ここは軽微の変更という形で考えていますという説明なんです。

○玉城義和委員 環境アセスメント法の本質というものはそもそも何ですかという話になるんですね、第28条の解釈も含めてね。つまり、その環境にどういった影響を与えるかということをはっきりとやるというのが環境アセスメント法なんですよね。あなたのように解釈をしていくと、これは後で何を足そうが関係ないということになりますよ。あなたの言った例示的な諸元だけの変更ということであればね。ただし書きも含めていろんなものを入れたってこれは関係ないと。こういう解釈でしょう、結局は。

○金城康政環境企画統括監 これは環境影響評価法の施行令のほうを読んでいただければわかりますけれども、別表第二の一欄に掲げる事業の諸元の修正という形で明確に書かれているわけです。事業の諸元とは何かというものを先ほど言いましたように、区域の問題だとか面積ですね、あるいは滑走路とかという、そういうのが限定されているわけですから、それ以外のものは先ほど言いました第9条の第2項の第2号ですか、事業の諸元以外の修正のものになりますよと。だからヘリパッドとかそういうものは第2項の第2号のほうになるということなので、それは環境への影響が相当程度を越えて増加するおそれがある特別な事情を除くとかという、ただし書きの部分はひっかからないということなんです。だからこれは私の解釈ではありませんので、法の解釈はそうなんですよという説明を今しているわけです。

○玉城義和委員 これで終わりますけれども、要するに専門家も含めてこれだけ多くの後出しのものが出てきて、それを全部環境影響評価方法書から除いていくと、入れないというのは、これはだれが見ても不合理ですよ。今環境影響評価審査会でもこういう声が出ているじゃないですか、ヘリパッドの話とかね。これ以上やってももう時間が大変申しわけないと思っておりますのでこれはここで終わりますが、環境影響評価審査会の議論も含めてこれは県民的な議論をする必要があると思っております。引き続きまた議論をしていきますので。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

中川京貴委員。

○中川京貴委員 22ページ、陳情第14号ですね。先ほど玉城委員からもこれはありましたが、これもちょっと重複しますので。日本政府が5900万円、米国側が5年間で5億1200万円とこれは聞きましたので。これまで米軍との事故が発

生して解決しないでまだ補償対象にならない件数、これは午前中に申し上げておりましたので、件数がもしあれば説明をお願いしたいと思います。

○又吉進基地対策課長 沖縄防衛局に照会いたしましたところ、現在、米軍人との事件・事故につきまして手続中の件数というものがございまして、公務上が58件、それから公務外が11件と聞いております。詳細が個別の案件につきましては承知しておりません。

○中川京貴委員 実はですね、先ほど委員からもあれがありましたように、県はそういった事故が起きるときにはマスコミもまたいろんな関係者が新聞やテレビで報道します。その後にその後どうなったかということは県は把握すべきだと私は思っております、この処置のあり方についてですね。それで、いま公務が58件で公務外が11件と。なぜそれを言いますかというのは、よく漁業者が網を設置したと、それを米軍がその網を切って訓練をしたとかそういったことはその当時は新聞やテレビで出るんですが、その後この漁民に対してどうしたかとか、またいろんな事故が発生したときの後のことはやはりわからないわけなんですよね。先ほども議論された中で、私はこれは県が沖縄防衛局と連携し、情報を共有しながら、県民に不利益を与えないようなその補償はお金でできる。人命はそれはできませんけれども、ものの補償は僕は県と沖縄防衛局と一緒にやってやるべきだと思いますけれども、この件について答弁をお願いします。

○上原良幸知事公室長 その事件・事故の後の経緯といいますか、その後をフォローすべきじゃないかということだろうと思いますけれども、先ほどの件数、金額ですか、過去5年のやつもですね、ここで情報を出すかどうかについては了解を得なければならないような実態があるわけです。ですから本当に個別の金額について我々はどこまでフォローできるか、情報を提供してもらってそれをどこまでできるかについては、これからやっぱり県民の安全、安心を守るという観点からは、検討していかなくてはならないなと今思っております。

○中川京貴委員 県の基地対策課の中において、そういった県民の事故が発生したときの被害者の相談窓口というものは設けてあるんですか。

○上原良幸知事公室長 沖縄防衛局については当然所管としてそういう業務を扱っていますけれども、県としてこれをどうやっているかということについて

は、個別こういう例えば事件・事故に関しての特別な窓口というのはございませんけれども、トータルでいろんな相談は受けています。

○中川京貴委員 この件は最後に要望を申し上げておきたいのは、やはり結論として、では裁判を受けたらいいじゃないかという結論になると思うんですが、ただ裁判をかけようにも、やっぱり県民の中にはそういった費用もなければ時間もないと困っている方々もいると思います。現在、実際に58件もまだ未解決の例があるんですから、その辺は何らかの形でその相談窓口を設けるべきだと、話し合いをしていただきたいと、これは要望して終わります。

次にいきます、28ページをお願いします。これは陳情第51号ですか、この県の処理概要の中で、県としては銃弾が米軍の演習によるものであった場合には演習の中止という処理概要が出ていますが、これは米軍の演習であってもなくても米軍のものということに対しては認識はあるわけですよ。

○上原良幸知事公室長 まだ捜査中ですので、これが米軍のものであるというふうな断定はしておりません。

○中川京貴委員 知事公室長、これは一般質問でもたくさん、何名の方々も出ておりましたけれどもね。これが正直な話、米軍のものじゃなくて民間の、例えば強盗事件とかそういった事件だと、これはもうぜひ刑事部長にも答弁していただきたいんですが、もう緊急体制で取り組むと思うんです。しかしこれが米軍の可能性があるということで、僕はその取り組みが警察本部の歯がゆさが実際にあると思うんですが、それはやっぱり日米地位協定とかそういった絡みで捜査権が及ばないということで理解していいのかどうか。

○仲宗根孝刑事部長 発見された場所が金武町伊芸ですので、もちろん我が国の領土ですので、そこで我々ができる捜査は全部やったということであります。

○中川京貴委員 これは沖縄警察本部の発表では、10日とかまたは米軍は11日とか1日違いのことがよくマスコミに出ておりましたよね。これは1日違いがどうのこうのじゃなくて、我々米軍基地関係特別委員会も実態調査した中においては、現場ではこれはいまに始まったことではないと、過去にもたくさんあったという説明を受けたときに、今後そういったことが起こらないためにはどうしたらいいかという、私たちは調査権の中でそれを考えたんです。そこでやはりいまだに解決しないし、米軍のものかどうかもわからないということで果

たしていいかなと、どうかということに対するんですけれども、これに対して米軍のものに間違いはないということを確認しておりますか。

○仲宗根孝刑事部長 発見された弾芯が米軍が使っている物と同種、そして米軍基地が近くにあるということで、米軍の物であるというのは否定できないということで、現在一番私たちがここだろうということで米軍からいろいろなことを聞いている状況にあります。ただ、捜査はまだ途中で断定には至っていないという状況にあります。

○中川京貴委員 では知事公室長。実はですね、こういった米軍関係の事故または事件、これまでに起こったことをすべて資料にしてその結果、日米地位協定の中でこの捜査権が及ばないという書類をつくって、なぜ日米地位協定の改定が必要かという理論武装を私はすべきだと思いますが、お答えをお願いします。

○上原良幸知事公室長 今のその件については、やはり資料の入手も含めて、何が可能で何ができないのかということをも十分チェックした上で、この沖縄の基地の実態といいますか、沖縄から日米安全保障条約がよく見えますと言われておりますけれども、そのためにもその基地の被害も含めた実態を徹底的に検証していく必要はあると認識しております。

○中川京貴委員 これは県議会の一般質問、または金武町ももちろん陳情が上がっているわけですから、これは沖縄県のほかの市町村のほうからもいろんな決議、意見書が出ております。その中で、国策として日米安全保障条約があるという。しかしその県民被害はすべて沖縄県にあるんだと。私は仲井眞知事が先頭になってそれを解決するためには、やはりこれはもう与党・野党や保守・革新とかではなくて、現場で県民が被害に及んでいる、それに対して県議会や県はどうするのかということをも明確にしたほうがいいと思いますよ、そういった意味では。だから知事が訪米するときも、こういうことも含めて直接、アメリカ政府に要請したほうがいいということで全会一致だったと思います。普天間飛行場の問題だけじゃないんです。こういったことも含めて、沖縄県における米軍被害、事件・事故に対して知事が一我々がアメリカ政府に言うことはできませんのでね。私はこれは知事が責任を持ってやる仕事、それにはスタッフがその資料をそろえるのも知事公室長の仕事だと思うんですが、知事公室長はどう思いますか。

○上原良幸知事公室長 日米安全保障条約、日米地位協定に基づいて米軍が演習をやっていると、だけどやり方というものがあるんじゃないかという率直な思いですね。ですから、県民に住民に不安を生じることがないように、日米政府があらゆる対策を講じるべきだというのが、県の一貫した姿勢であります。そのために、例えば日米地位協定の見直しの話も今後出てくるかもしれませんが、それについては例えば今回総選挙がありますから、それもマニフェストにぜひ入れてほしいということも含めて、県議会とも連携をしながらやっていきたいと考えております。

○中川京貴委員 30ページの陳情第77号をお願いします。この中で嘉手納町議会からも陳情が出ております。このF22Aラプター戦闘機の件ですね。これは、もちろん本会議中でしたけれども、知事が早速その問題で米軍司令官にその要請行動したことは新聞に出ていたとおりでありますけれども、これはまずもって感謝を申し上げたいと思います。この件について、嘉手納町議会は超党派で安保の丘で抗議集会もしながら、その深夜未明の離陸を中止してほしいと。また、嘉手納飛行場の使用についても、日米両政府でしっかり議論をしていただきたいということの抗議集会もしておりますし、この件についてこれは一般質問でも私は出しました。深夜未明の離陸についてもやはりこれまで同様、県も粘り強く要請していくべきだと思いますけれども、今後の取り組みについて県の対応を聞きたいと思います。

○上原良幸知事公室長 私は知事公室長に就任して、緊急に取り組む課題が2つありました。1つは不発弾処理の補償の問題でした。これはある程度、成果を上げたと思います。もう一つはこのF22Aラプター戦闘機の、いわゆる帰還に当たっての深夜早朝の離陸はやめてくれというようなことで要請をしました。結果として何となくそれは回避できました。朝6時すぎだったんですけども、ただ問題はそれは1カ月しないうちにまたやってきて、騒音等がやっぱりかなり厳しい状況になっているということで、嘉手納基地の周辺につきましては、地域住民の不安とか苦痛というのはどうも軽減には至っていないという認識があります。知事も記者会見などで、かなりきつめのコメントといいますか、そういうこともやっておりますし、また県議会でも軽減に向けた取り組みの帰還というような質問もございました。そういうことを踏まえたというかそういう動きの中で、実はきょう午前9時半に樽井沖繩担当特命全権大使が知事に面談されました。そのときの話では、こうした状況を重く受けとめています

よということで、外来機の飛行について何らかの対応をしたいということと、あとは地上の騒音がうるさいということで、エンジン調整とかあるいはアイドリングについても、何とか研究をしていきたいというような発言がございました。今後とも地元は地元でできるもの、あるいは先ほどの日米地位協定にかかわるようなことも含めて、とにかく負担軽減に向けて、一步一步着実に連携して取り組んでいこうということを確認したという等々、知事と樽井沖縄担当特命全権大使の面談だったんじゃないかなあと考えております。

○中川京貴委員 この深夜早朝の未明離陸は今井前沖縄担当特命全権大使ですか、そして司令官、やっぱり嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会も含めてもういろんな話をしながら、夜中の2時、3時にたたき起こされて二度寝して仕事にも影響するという地域住民の声がありました。それが何とか早朝7時ごろ皆さん起きて仕事に出るころにこれが離陸したということで、100の1つぐらいは地域住民の声が理解できたんじゃないかということもありました。しかしながら、今度は司令官がかわったんです。知事公室長はわかりますよね、司令官がかわりましたよね。それで沖縄担当特命全権大使もかわりました。今後、それがまた未明、夜中2時、3時ごろに未明離陸する可能性も十分にあるという危険性があるんです。ですから継続して、1回の要請ではなくて継続してこの外務省沖縄事務所、または司令官との話し合いをすべきだと思っていますけれども、これについて知事公室長の答弁をお願いします。

○上原良幸知事公室長 まさにそういう協議といいますか、現場での話し合いも含めて、そういうのがF22Aラプター戦闘機の早朝離陸を避けたということもあります。とにかく現状を本当にどう受けとめているかということが最大のポイントでありますので、これからも引き続きそういう定期的な協議といいますか、話し合いというものは現地レベルでは御提案のとおり継続していきたいと考えております。

○中川京貴委員 知事公室長、これは一般質問にも出ていましたけれども、全国渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の米国に行く予定はもう決まっていますか、日程は。

○上原良幸知事公室長 今日程調整はしておりますけれども、秋以降の10月、11月ぐらいになると思いますけれども、今のところですね、まだ正式には決まっておられません。

○中川京貴委員 そのときに知事が米国政府に行くに当たり、そのメニューと
いいますか、どういう項目というのはこれは開示できるものですか。

○上原良幸知事公室長 全国渉外関係主要都道府県知事連絡協議会としてどうい
う要請をするのか、あるいは県単独でやるかどうかも含めてですけれども、今
その内容の調整をしています。ただ、今は調整中ですので決まりましたら当然
お教えできると思います。

○中川京貴委員 ぜひ知事公室長、僕は一般質問で、全国渉外関係主要都道府
県知事連絡協議会で知事が訪米するのも僕はいいと思います。これは知事の立場
で。私が提案したのは、宜野湾市の伊波市長も那覇市の翁長市長も、宮城嘉手
納町長も東門沖縄市長も含めて、基地関連市町村の市町村長を同伴させて、そ
してやっぱり現場は現場のいろんな地域住民の声が、宜野湾市は宜野湾市があ
るように、沖縄市もあると思います。そういった市町村の首長を連れて米国政
府に行って、私は日本政府は国益の中の日米安全保障条約でありますから、そ
ういった意味では米国政府に対しての要請であってああだこうだということ
はなかなか言いづらい部分があると思います。私は仲井眞知事は、各市町村の代
表を米国政府に直接これを皆さん方に訴えさせる。僕はこれは基地の負担軽減
につながると考えております。それと、これまでの米国政府のこういう要請で
はなくて、例えばアメリカのいろんな大学で、沖縄の基地は本当にこうあるべ
きかという講演をするとかいろんな手法があると思うんですが、せっかく知事
公室長になったんですから、自分が知事公室長するときにはこうやりたいとい
うものがあると思うんですよ。僕はせっかくアメリカに行くには、3回も5回も
行けばいいというもんじゃなくて、行くたびにその成果をやはり持ってくるべ
きだと考えておりますけれども、このことについて答弁をお願いします。

○上原良幸知事公室長 前回の知事の訪米のときもそうでしたけれども、今お
っしゃったような研究機関とかそういうところも回りまして、沖縄の実情とい
うのをお話してきたということもございます。そういう意味では、そのため
には持って行くこちらのサイドも、相当の情報収集能力というんですか分析能
力といますか、あるいはそれをきちっと位置づけできるような、そういう具
体的な方策までそろえられるかどうかはわかりませんが、そういう検討
はしなくてはならないと考えております。その際、一番実情に詳しいのは市町
村長ですので、お話がございましたように基地周辺市町村長が同行したいと、

一緒に訴えましょうということがあれば、それは検討してまいりたいと考えております。

○中川京貴委員 知事公室長、市町村が同行したければ連れていくのではなくて、僕はこの市町村の皆さん方の予算を県で組むべきだと思っています。過去に大田元知事のときにこれが実現したことがあるんです。大田元知事が市町村長を連れてアメリカ政府に行ったことがあります。これは調べてみてくださいいね。そういった意味でも、あれは一定の評価だと思いますよ。ですから、保守姿勢だから革新姿勢だからではなくて、やはり今知事公室長がおっしゃるように、一番よく理解をするのはこの地域に直接住んでいる方々がわかるんであって、全くそこに住んでいない方々はその被害状況というのをわからないわけです。知事も含めてそうだと思います。ですから、県でその予算を組んで基地関連市町村の首長さんに投げかけて、一緒に同行して沖縄県の基地の負担軽減を訴えませんかという取り組みが必要だと思います。また、その姿勢であるならば、僕は県議会の皆さん方にも十分理解を得られると思っていますけれども、その件について答弁をお願いします。

○上原良幸知事公室長 県のほうで予算を組んでということになりますと、いろいろと御意見もあろうかと思いますが、これは御提案として承っておきます。

○中川京貴委員 それと先ほどの説明の中で、又吉基地対策課長が実弾演習の射爆撃場4カ所、鳥島、出砂島、沖大東島ですか、あと1カ所どこでしたかね。この4カ所は現時点で実弾演習はやっていますか、僕は出砂島はやっていないと思うんですけれども。それと実弾演習をしている訓練場所は沖縄県以外に全国でどこにあるんですか。青森県にも確かあったと思うんですよ。

○又吉進基地対策課長 正確なところ、すべてここに資料は持ち合わせておりませんので、わかり次第御提供しようと思っています。中川委員が今おっしゃった青森県にはございます。あとは陸域でありましたら、富士でありますとか日出生台でありますとか、県道104号線の演習を移設したところがあると聞いております。

○中川京貴委員 後でいいですからこの演習区域の資料がありましたらいただきたいと思っています。よろしいですか。

○渡嘉敷喜代子委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が資料の提供依頼を行う)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

又吉進基地対策課長。

○又吉進基地対策課長 承知しました。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 では今の関連で、陳情第77号。このF22Aラプター戦闘機の部隊は、何月から何月までですか。

○又吉進基地対策課長 5月に飛来をしております、嘉手納基地司令部によりますと4カ月間と聞いております。

○前田政明委員 部隊は何名にふえていますか。

○又吉進基地対策課長 これは嘉手納基地司令部からの発表ですけれども、今回の派遣というのはグアムと沖縄両方に派遣されておまして、500名以上の要員が航空機とともに派遣されるとされております。これはグアムを含んだ数字でございます。

○前田政明委員 いや、だから嘉手納基地は大体その中でどのぐらいか。

○又吉進基地対策課長 嘉手納基地に何名という数字は公表されておられません。

○前田政明委員 このF22Aラプター戦闘機の平成19年から何日間ぐらい沖縄にいたことになるのか、そこをちょっとお願いします。

○又吉進基地対策課長 平成19年2月17日から5月10日まで、ということにな

っております。約3カ月ということですよ。

○前田政明委員 平成20年は。

○又吉進基地対策課長 平成20年はないです。

○前田政明委員 平成20年はないの、平成21年は。

○又吉進基地対策課長 平成21年は1月10日から4月20日まで約3カ月、現在、3度目の配備が行われておりまして、平成21年の5月30日から第一陣が来まして、現在に至っているということでございます。

○前田政明委員 それが5月から4カ月ということですか。

○又吉進基地対策課長 そのように聞いております。

○前田政明委員 これはなぜですか。

○又吉進基地対策課長 これは嘉手納基地空軍から出たりリリースによりまして、この派遣は米太平洋軍司令部の西太平洋における地域安全保障パッケージを支援するものであると、こういった言い方をされております。

○前田政明委員 F22A ラプター戦闘機の特徴、F15戦闘機と違ってその特徴や目的、この部隊の、これについて教えてください。

○又吉進基地対策課長 これは正確な文章の引用ができませんけれども、F22A ラプター戦闘機の特徴と申しますのはF15戦闘機と比べますと、まずステルス性、レーダーに映りにくいというのが1つ。それから超音速巡航と申しまして、巡航速度が超音速を超えて速やかに目的地に到達することができる。あとは機動性でありますとか短距離離陸ができるといった特徴があると聞いております。F15戦闘機のいわゆる制空戦闘機としての米空軍における後継機であると聞いております。

○前田政明委員 F15戦闘機と比べて飛行距離は。

○又吉進基地対策課長 今、航空距離に関するデータは持ってありません。

○前田政明委員 私はテレビで非常に印象的なのは、知事がこのステルスを見て、おおっ、たいしたもんだと言っているこのニュースが、いつもテレビに残っているんですよ。だからどこかでステルスが大好きな知事と言ってしまったんだけど、私はこのステルスというのは映画じゃないんだけど、アメリカ本国からイランやその他を攻撃してまた戻って普通の生活ができるという映画がありましたよね。ずっと上からミサイルがなかなか届かないレーダーにひっかかりにくいと、バーッと落として人を殺してきて帰ってきて、普通の団らんをする。そういう意味では非常に危険な攻撃、すなわち先制攻撃戦略、殺りく部隊の最たるものですよね。そういう面ではF22Aラプター戦闘機が沖縄に常駐するということは、イラクなどのように罪のない人々、アフガニスタンなんかでは結婚式をやっていたらそこに落とされて、結婚式の参加者がみんなタリバンだと思われて死んでしまうとか、そんな形の役割を持っているのがF22Aラプター戦闘機の特殊部隊だと思うんですよ。だからそういう面で嘉手納飛行場がね、さっき言ったグアムと合わせて500名のメンテナンスとかも含めて配置したとなりますね。そういう意味ではすごい増強だということです。それから、一般質問でもやりましたけれども、このPAC3の部隊の関係でアメリカの陸軍が、これも答弁していただきましたよね、嘉手納飛行場の陸軍が、兵員が倍になっている。そういう面で、結局は航空機騒音規制措置そういうものに対しても全く効力がないと。先ほど早朝・未明の離陸云々とありましたけれども、これは結局はアメリカの事情によってアメリカが必要だと思ったら、F22Aラプター戦闘機なりほかの部隊なりが24時間いつでも飛べる仕組みが今の日米地位協定の中身ですよ。答えてください。

○又吉進基地対策課長 御承知のように、日米で航空機騒音規制措置というのが合意されておまして、そういったものを前提に飛行ができるということです。

○前田政明委員 政府へ要請に行ったら防衛省の課長クラスは平気で、いやいや改善されていますと言うんだよね。それで、宜野湾市の議員が何言っているかと言って資料を見せて、あっそうですかとしてやるのが何度も続くんですね。そういう面で本当にひどいなあと。それでね、ここの陳情にあるようにF22Aラプター戦闘機の共同訓練を中止することということは県も言っているんですか。

○又吉進基地対策課長 共同訓練の中止については申し上げておりません。

○前田政明委員 なぜ言わないんですか。

○又吉進基地対策課長 県としましては、この航空機の運用によって著しい負担があってはならないと、そういうものは避けるべきであるというような要請をしているわけでございます。

○前田政明委員 知事公室長、これは基地の負担軽減になると皆さんは言っているわけで、そうしたらF22Aラプター戦闘機の共同訓練は中止することというこの嘉手納町議会のものにたいしてはそのとおりと、県もそう思うと、それはやめるべきとなぜ言えないんですか。

○上原良幸知事公室長 まず日米安全保障条約あるいは日米地位協定に基づいて、演習訓練の直接の中止というのはできませんけれども、とにかく地域住民の負担になるような、不安、苦痛にはならないように注意を払ってくれと言うことはできますけれども、それを中止とかということは県として申し入れてはいません。

○前田政明委員 中止と言わなければね、中止しないんだよ。日米安全保障条約の中でそれは自由にできるとしても、県民の生命を守る県がやめろと言うのは当たり前だよ。それは政府が聞くかアメリカが聞くかは別。それは日米安全保障条約をなくすることが必要になってきますがそれは別にしても、いずれにしてもこういう状況は許さないという立場で臨まないとはそれはだめですよ。それで、このF22Aラプター戦闘機の共同訓練の相手はどこですか。

○又吉進基地対策課長 明らかにされておりません。

○前田政明委員 明らかに新聞報道とか見たらF15戦闘機、自衛隊のあれでしょう、旅団化されて、これ本当にわからないの。

○又吉進基地対策課長 訓練の内容については適宜照会しておりますけれども、米空軍からその目的等については回答はございません。

○前田政明委員 このホームページだとかその他いろいろ含めて、極めて良好な訓練ができていると、自衛隊の練度を高める上でも非常にいいと、こういう趣旨のものがそれぞれから出ていないですか。

○又吉進基地対策課長 報道等でそういうコメント等が出ているのは知っていますけれども、県の問い合わせ、照会につきましてはお答えいただけないというのが現状でございます。

○前田政明委員 那覇市の小禄の方もいますけれども、この自衛隊機の騒音、この大きな影響、F15戦闘機。そういう意味ではこのF22Aラプター戦闘機との共同訓練、これは大きな影響があると思うんですよ。それで皆さんは、県としても騒音を軽減してほしいということを出しているわけだから、これは全部一つになると。そういう意味では、心臓につき刺さるような爆音とこれはもう党派を越えて、やはりそこをさらにひどくしているという現状があるわけですよ。だからそういう面では、そこの実態をよくつかまえて、少なくとも共同訓練は中止するべきだと。それから深夜未明の離陸云々とあったけれども、それはやっぱり日米安全保障条約があるから、日米安全保障条約を容認する知事や県当局がそれを言うてはいけないというのは法律で決まっていないでしょう。知事公室長、答えて。

○上原良幸知事公室長 やってはいけないという法律はありません。

○前田政明委員 陳情第51号、29ページ。これは先ほどの質疑とも関係しますが、けれども。何といたしましょうか、自民党に頑張ってもらいたいけれども、抗議決議に対する駐日米国臨時代理大使から書簡というのが議長あてに届いているんですよ。それで、あらゆる事故の予防措置がとられており、地域住民の皆さんの安全に危険をもたらすことはありませんと言って12月13日に金武町伊芸区において民間の車のナンバープレート云々と。さらに民家が損害を受けたとされる時刻には、海兵隊は実弾射撃訓練を行っていませんでしたが、在沖海兵隊司令部は弾丸学の専門家を沖縄に招き、銃弾が中部訓練場外に流れ出る可能性を調査する方向を決定しました。彼らの分析によると、その可能性は極めて低く100万回に1回という結果でした。そして最後にはこの友好的な支援があつてこそ我々の同盟はと、本当に県民をばかにするにもほどがあると思えますけれども、この事実関係はどうなりましたか。

○仲宗根孝刑事部長 確かにそういう書簡は承知しております。それで私たちは今この書簡とは別に、米軍が出した結論の根拠となっている事項について認識が違うということで、米軍側といろんな照会をしたり話し合いをしたり、協議をしているところです。

○前田政明委員 これは米軍も演習の日にちは、県警察が言っていることを認めたんですね。

○仲宗根孝刑事部長 本会議でも本部長がお答えしたと思うんですが、米軍は12月11日という認識がまだあるんじゃないかと思っております。ただ、私たち県警察は当初から12月10日で会議を進めておりまして、その辺の食い違いは説明を引き続きやって理解を求めていく。ある程度理解を得ているだろうとは思いますが、公式見解はまだ4月1日のままですのでそのとおりでお答えしなければいけない状況でございます。

○前田政明委員 これは赤嶺政賢衆議院議員から聞いたんですけれども、この問題を取り上げたら、委員長がこんなことが本当にあるのかと言って怒って、その何日か後に視察をしているんですね、現場を見ているんですね。これはもうとんでもないことだというような形で、これはもう日本国の中でこんなものがあるのかということで、それは立場を越えてそういう形で本当に当局はちゃんと答えなさいということだったんですけれども、これは国会でも質問してありましたが、中曾根外務大臣は赤嶺政賢衆議院議員の質問の関係では、この日にちのものについては大体認めたような格好だったんじゃないかなど。ただ、その中でもそういう状況の中で、政府としてはアメリカ政府にどうこう言う、新たに申し入れる趣旨はないというような答弁で終わっていて、本当に残念だなあという思いがしたんですけれども、皆さんとしては今もなお12月10日ということじゃなくて、米国のこの報告書の日にちというのは、公式的にはまだそのままだということなんですか。

○仲宗根孝刑事部長 私たち個人のレベルでは理解を求めているんですが、ただ米軍の正式の報告は4月1日の文章以降は出ておりませんので、そういう認識というか私たちは理解はされていると思っております。ただ公式的には文書がまだあれ以降のまま出ていないので、12月10日と向こうは現在も主張をしているという認識であります。

○前田政明委員 知事公室長、先ほどの県警察と皆さんの発言は違いますよね。米軍のものであることは否定しようがないとか、そんな表現だったんじゃないかと思いましたがけれども。銃弾が米軍の演習によるものということがあった場合ということになっていますよね。これはいままで、あったよと証明されたケースは何件ありますか。

○仲宗根孝刑事部長 昭和53年以降、流弾事件というのは12件あって、今回で13件。その中で米軍によるものか、あるいは検察庁に送致したものは2件となっております。その中で2件送致したのはあるんですが、いずれも検察庁に送致した結果、不起訴となっております。認めている認めていないというよりも、検察庁のほうで不起訴の処分をしているという状況にあります。

○前田政明委員 わかりやすく言えば米軍が、はい私たちのものでしたと認められたものはありますか。

○仲宗根孝刑事部長 後で詳しいことを確認してからやりたいと思いますが、今ここには詳しいのがないので、ただ事件送致を2件やって2件とも不起訴ですよという資料しかありませんので、後ほどそれについてはお答えしたいと思います。

○前田政明委員 私たちが米軍基地関係特別委員会で視察をした場合も、やはり区長はこれまで一度もないと。そういう面で本当に許せないと。だから知事公室長、沖縄県は結局何もしないということですよ。沖縄県は銃弾が米軍演習場のものであったという証拠能力もない、調べる能力もない、みずからそれを検証する力もない。そういう状況の中で県民の財産を守り、生命を守る、子供たちが安心してあの金武町伊芸の部落で伸び伸びと遊ぶことができる、そういうことを保障するのが沖縄県の仕事ですよ。それができない、犯人がだれかは別にしてもできない、そういうときに米軍のものであることは否定できないだろうというようなことが県警察のぎりぎりの発言でしたけれども、結局はこれは米軍にとってみれば、自分たちがオーケーと言わない限り沖縄県は何の抗議もしない、私たちが犯人ですよと出てこない限りは大丈夫だと、だからうんとやりたい放題やっていいよと。それで調査の結果、100万回に1回しかないと。いやいや、もう沖縄県の知事は米軍再編の確実な実施の推進者で、ステルスも見て上等と。そういう面では大丈夫だよ、抗議もしないよと。こういうふうに見られてきませんか、知事公室長。

○上原良幸知事公室長 米軍がみずから発射した銃弾であると認めたケースはないという前提で、県は何もしないかというお尋ねだったと思いますけれども、明確に米軍からのものと確認されているケースもございますし……。

○前田政明委員 ではそれを教えてよ。それを具体的に言ってください。それは何月何日の何だったと言って記録を残してください。

○上原良幸知事公室長 キャンプ・ハンセン直近の事故では、昭和63年にM16のライフルが8発、それから240軽機関銃銃弾1発が発見され、そのうち2発についてレンジ6からのものと確認されているということです。

○前田政明委員 照明弾が高速道路のそばまで、僕はそのとき現場に行ったよ。そのときは沖縄県統一行動連絡会の事務局長をしていたから。こんなのこれとは関係ないよ。銃弾だよ、ごまかさないで。冗談じゃないよ、ごまかしたらいかんよ、ちゃんと答えなさいよ。

○上原良幸知事公室長 昭和63年の10月、今申し上げました、それから昭和60年の4月にこれは民間の屋上に設置していた水タンクに小銃弾が貫通すると、米軍が認める認めないではなく、確認されたのはあるということです。

○前田政明委員 今のはどういうふうに確認したんですか。

○仲宗根孝刑事部長 先ほどの昭和63年の事案ですが、レストランの窓ガラスを損壊した事案です。これについては事件捜査をして地方検察庁に事件送致をしています。地方検察庁では嫌疑不十分ということで不起訴処分としています。これはあくまでもマスコミの報道から見たんですが、不起訴の理由としては銃口の先に住宅街があったという証拠がないので、故意に発砲したと認める証拠はないとしたという理由にマスコミの報道ではなっております。そういうことで事件は送致したんですが、先ほども言いましたように嫌疑不十分で不起訴というのがこれです。これは米軍を対象にしてやったんだということで送致しております。平成14年のものにつきましては、これは被疑者不詳、飛んできてそこにあるんですがどこでだれがやったか、いわゆる証明ができないということで被疑者不詳で軽犯罪法で送っています。

○前田政明委員 では、これは後で資料を下さい。今言っている双方の資料をいただいて。ただ、金武町伊芸の区長が言っていたのはこれまでうやむやにされている、そして時がたつのを待っていると。これでは本当に安全が守れないと。だからとにかく意思表示をしてほしいということでもいろいろありましたけれども、県議会はこの米軍のもの以外にないだろうと。こういう先ほどの否定できる状況ではないということで県議会決議をしたわけですね。だからそういう面では、沖縄県としては今の状況から言えば、何か理屈づけをせざるを得ないような状況で、全くこういう激しい射撃場もできているしそういうふうに強化されている中で、今のような態度というのは、僕は改めるべきだということを目指して次に行きます。

陳情第101号ですね、ホワイトビーチ。これは今年は17回ということですが、新聞報道で外務省事務次官経験者の証言などが報道されておりますが、皆さんはどういうふうにこの沖縄県として、この核密約の問題に関心を持っていますか。

○上原良幸知事公室長 どういうふうに関心を持っているかということですが、マスコミを中心にしてそういう報道がなされた場合にそれを情報収集しているということです。

○前田政明委員 原子力潜水艦の中で核トマホーク積載可能艦、そして原子力潜水艦の中でも、最も大陸移動間弾道弾を設置している大型の原子力潜水艦も寄港しているということで最近報道されていますよね。それで上原前知事公室長に、トマホークは広島県の原爆の何倍の力があるかといったら答えてもらいましたが、これ知事にも本会議で26年やっている県庁一周の昼休みデモの話をしたんですけれども、あれは核トマホークが太平洋艦隊に配備されるということで、常識的にはすべての原子力潜水艦に核トマホークが配備されると。いわゆるフロムザシーといって海から攻めていくと。そしてそのときに盾になって日本列島がまず第一撃を受けて、アメリカ本国を救うための盾になるというアメリカの戦略ですよ。大変恐ろしいものです。だからそういう面では、このトマホーク積載可能な原子力潜水艦が入ってきているというのは皆さんそういう認識はあるんでしょう。核積載能力のあるトマホーク積載艦の原子力潜水艦が寄港しているという認識はあるんでしょう。

○上原良幸知事公室長 積載がある原子力潜水艦が入港しているかどうかということですか。

○前田政明委員 積載可能艦、これはアメリカ本国も発表しているさ。ホームページ見てたらみんなわかるよ。

○上原良幸知事公室長 放射能汚染とかそういうものの危険性は、当然我々は確認しなければいけませんけれども、この入ってくる原子力潜水艦がトマホーク搭載可能な原子力潜水艦かどうかについては、それは情報としては持ってありません。

○平良宗秀基地防災統括監 トマホーク積載可能な艦かという御質疑でしたと思いますが、それは積載可能なものもそうでないものもあると思います。そういうことで先ほど、知事公室長もすべてが積載可能ということではない趣旨でお答えしたところです。

○前田政明委員 それで国家のうそに終止符をと核持ち込みの密約、これは地元の新聞で出ている。これは共同通信発で4名、最近の名前まで出てきておりますね。それで4名に共通していたのは、密約の一方の当事者である米政府が関連文書を開示した以上、今さら黙秘することに何の合理性もないというごく当たり前の判断だった。国家のうそに終止符を打つ時期が訪れていると。そういう面ではこの間の検証されている中で非核三原則、すなわち核を持たず、つくらず、持ちこませずというものが実質的に危惧されていると。そういう面で4名の外務省の事務次官だった人が、やはりいまはもうそれはアメリカで公文書が明らかになっているわけだからということで、今語っているということ。だからそういう面では、やはりホワイトビーチに寄港する原子力潜水艦もこういふ立場からすると、核兵器を持っていると疑われてもおかしくない状況にあると。そういう面で40回も原子力潜水艦が寄港するということは、これはこのアジア地域においてそれなりの危険なF22Aラプター戦闘機が配備されたと同時に、極めてこの私たち沖縄がアメリカの核戦略の重要な基地になっていると。そういう面で、米軍再編というものは基地の負担軽減でもないということが言いたかったわけですが、そこを含めて知事公室長はどうですか。

○上原良幸知事公室長 まずミサイルの問題等々につきましても、これは我々はマスコミ報道等で断片的に知るわけですから、それについて例えば政府として国政の場できちんと議論をしていただかなくてはならないと考えております。それからそういうことも含めて原子力潜水艦の入港がふえているとかとい

うことで基地機能の強化ということ、それはいろいろ軍事技術等がどんどん変わってきますし、その後継機とか出てくるわけですからF15戦闘機からF22Aラプター戦闘機ということで、そういう流れの中で起きていることで、常に我々は米軍再編を基地の軽減ということに結びつけるように、これまで言い続けてきたわけですので、御発言の件についてはちょっと見解の相違だなという感じがいたします。

○前田政明委員 陳情第82号。これは本会議でもやったんですけれども、だましの手口でね、負担軽減にならない米軍再編というのは、それが僕の結論だけれども、それを皆さんに押しつけるつもりはないけどね。知事公室長、皆さんのこの資料では平成20年度、海兵隊は軍人、軍属、家族は何人ですか。

○又吉進基地対策課長 平成20年9月末現在、海兵隊軍人が1万2402人、軍属が518人、家族が7598人、合計2万518人でございます。

○前田政明委員 結局、今まで少なくともそこだけは本当じゃないかなと思ったんだけど、これはそうなるなら8000人減ったら4402人と家族は0ですよ、数字からいうと。これはそうなるんでしょう、なると皆さんは今まで言ってきたんでしょう。

○上原良幸知事公室長 家族というか、兵員の数で1万8000人が8000人減らして1万人ということは言っています。

○前田政明委員 国会でもこのことを質問して、そうしたら外務大臣は、いや1万8000人は定数ですと、そしてさらに大事なのは沖縄はローテーションで来ているから、この部隊が移動をすると。そういう意味でこの1万8000人の定数の枠、これでグアムに行ったり本国に行ったり沖縄へ行ったり、こういう形のものが實際上懸念されるような状況が今出ていると思うんですけれども、そこはどうなんですか。

○上原良幸知事公室長 私の理解では1万8000人という定数がありますよと。それで実際の運用はいろいろローテーションがあるかと言えば、いま1万4000人だったり、あるいは1万2000人になったり6000人になったりという定数の上限の中で動いていると。ですから実数は相当動いているということだろうと思います。

○前田政明委員 だから実質的には1万人以上の海兵隊が残ると。そしてさらにさっき言ったその部隊の装備なんかがあって、これは実質的に海兵隊の実働部隊がそのまま残って、この現状と何も変わらないんだというようなことを、ケビン・メアーさんなんかは言っているんじゃないですか。本当にこの負担軽減になると、皆さんとして聞いておくけれども実質的に何人ぐらいの部隊がグアムに移って、そして現実的に皆さんとしては何人ぐらい海兵隊が残っているんですか。

○上原良幸知事公室長 今1万8000人で1万4000人から3000人の実数ですよということです。将来これから1万人の定数になりますよと。1万人の定数のときにそのときの実数は幾らかということですけども、実数というのはそのときの現実の数字ですから、将来の実数というものはわからないわけですから、今の実数とですね、今1万4000人だからといって将来の定数と比べて4000人しか減らないじゃないかとか、あるいは8000人減ったら6000人になるんじゃないかというのは、要するに今の実数と将来の定数を比べることが、ちょっと議論としてはかみ合わないなあという気がしますけれども。

○前田政明委員 実働部隊は残るということですよ。司令部等を中心としてということですよ。

○上原良幸知事公室長 司令部要員などを含めて8000人ということです。

○前田政明委員 要するにどうもうなというのか直接戦闘行為をして、いろいろな米軍犯罪を犯している。そういうような対象の兵力はそのまま残ると。要するにその実働部隊、イラクやその他へ行って実践で戦争をしてきている、そういうメンバーがそのまま引き続き残るという意味では、今の米軍犯罪とかそういうものが大幅に減ると思いますか、知事公室長。

○上原良幸知事公室長 残る部隊が粗野なといいますか、そういう実働部隊だという前提で、そういう議論は私はしたくありません。

○前田政明委員 したいしたくないの話じゃないんだよ。司令部と実働部隊、将校クラスの司令部の海兵隊の要員の犯罪率と、いわゆる海兵隊の突撃部隊の犯罪率とは違うでしょう。沖縄で最もどうもうなそういう部隊が多いという

ころが、沖縄の凶悪犯罪が多いということでしょう。三沢飛行場とかは空軍、犯罪はあるとしても少ない。そのとき米軍が三沢飛行場でも言っていることは、私たちは空軍でちゃんと教育もされていますと。だから海兵隊、最もどうもうな、その戦争で直接死ぬか生きるかのそういうことをしているこの部隊が、ストレスやその他含めていろんな状況の中で犯罪を犯す割合が高いんでしょう。その部隊が1万人残るということは、言いたくありませんとか何とかじゃなくて沖縄の米軍基地、海兵隊の基地がどのような機能をそのまま維持するかという面では、知事公室長、感情論じゃないですよ。これは機能の問題として、大きな犯罪的要素が引き続き残ると危惧されるということじゃないんですか。

○上原良幸知事公室長 これから残されるであろうその実働部隊といたしますか、どうもうな実働部隊がいることが、過去のデータから照らして将来もそういう危険があるかというようなことについては、私どもとしては判断しにくい問題ではあります。

○前田政明委員 そういうことで私が言いたいことは、海兵隊も実質上、米軍再編のグアムの問題でも凶悪な実働部隊が残る。そしてまた数も1万8000人定数と言いながら実質的にはローテーションでどう動くかわからないと。それは日米安全保障条約で米軍の運用とかその他については、実質的には最後は日本政府は口出しができないと。そういう性格のね、基地の中で起こっていると。それで次は環境アセスメントに行きます。

陳情第125号、その他関連するところで、最初にお聞きしたいんですけれども、この環境アセスメント法の主旨というのはどうして環境アセスメント法ができたんですかね。

○金城康政環境企画統括監 事業に係る環境の保全について、適切な配慮が行われることを確保するというのが目的でございます。

○前田政明委員 10年見直しの規定がありますよね。今は大体この10年間の環境アセスメント法の適用の流れの中でどういう方向で、今この環境アセスメントの流れというのが出ているんでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 環境影響評価法では現在の場合、国の行う事業というのがこの対象になっておりますけれども、今の方向性としては地方公共団体が行う大きな事業についても、この環境アセスメント制度を適用していこう

という方向で調整というか、検討されているということでございます。

○前田政明委員 今、戦略的環境アセスメントということで世界的な水準に合うような、環境アセスメント法の見直しがやられていると聞いております。それはゼロオプション、すなわち事業そのものが環境に大きな影響を与える場合には、これは戦略的に判断してノーということもあり得るという方向が動いているみたいですが、この大浦湾、名護市辺野古への代替施設がつけられようとするところのサンゴを含めて本当に貴重なところですよ。これはサンゴ学会の方のマップでしょうか、ちょっといただいたんですけども。そういう意味でこの地域は、沖縄県としては改めて生物多様性の中での非常に貴重な場所という認識はおありなんですよ。

○金城康政環境企画統括監 詳細な部分については、今はまだわかりませんが、基本的にはいろんな藻場だとかジュゴンとかが回遊するというので、非常に自然環境のあるというんですか、そういう地域というか海域だと認識しております。

○前田政明委員 この藻場の状況でいえば、名護市辺野古のこの地域が藻場の面積としては一番大きいですよ。

○金城康政環境企画統括監 実際の今の調査とかその辺のあれを見ますと、大ざっぱな話ですけども今の計画のある沖合側からならかな形で、かなり高被度のものが続いているという状況であります。

○前田政明委員 ジュゴンというのは通常はそういう藻場を、えさとして食べに来るわけですよ。

○金城康政環境企画統括監 そのとおりでございます。

○前田政明委員 名護市辺野古も関係しますが、この生物多様性の問題も含めて僕も琉球列島を自然遺産に登録することが沖縄の未来になるんじゃないかと言いましたけれども、政府としては2010年に生物多様性の国際会議ですか、それを愛知県で準備していますよね、ジュゴンを守ると。皆さんとしてはこれに向けてどういようなかかわりで準備しているんですか。

○金城康政環境企画統括監 現在のところ、県レベルでの準備というかそういうのはございません。

○前田政明委員 しかし2010年に日本政府が中心になって、この国際ジュゴン年ということで、そういう催し物はやることになっているんでしょう。

○久田友弘自然保護課長 生物の多様性の条約等々を踏まえまして、名古屋市のほうで平成22年10月18日から29日の間に、この会合があると聞いております。

○前田政明委員 それで、国際自然保護連合を含めて世界自然保護会議というものが、第4回会議というものが行われていますけれども、その中での決議の内容として、いわゆる国際環境計画並びに移動性野生動物保全に関する条約に対し、2010年国連国際生物多様性ジュゴン保護を特に推進することを強く要求し、ということで開かれるわけですよ。その中で日本政府に対して環境保全と野生動物保護を考慮し、学者、研究者、NGOとの協議を踏まえて沖縄ジュゴンの生息地への米海兵隊施設の設置にかかわる環境アセスメントをすべての選択肢を含めて実施する努力を求め、それから日本政府に対し米国海兵隊施設の建設に起因する沖縄ジュゴンへの有害な影響を回避あるいは緩和する計画案を作成し公表することを要求し、米国政府に対し日本政府の環境アセスメント並びに行動計画の準備を共同で完成することを要求するというので、これが日本政府も入ったIUCNの世界自然保護会議での決議の仮訳としていただいているんですけれども。大体そういう趣旨で理解していいですか。

○久田友弘自然保護課長 2010年の生物多様性条約と連携するCOP10に向けた日本の戦略というものが大きくございますけれども、その中では生物多様性条約の戦略の計画づくり、それから国際的な枠組みの検討、それからカルタヘナ議定書の責任と救済に関すること、あるいは保護地域、さらには持続可能な利用について検討していくと聞いております。

○前田政明委員 そういう意味では生物多様性を含めて、ジュゴンというのは沖縄が北限なんですか。どうなんですか。

○久田友弘自然保護課長 今のところ、そう言われております。

○前田政明委員 そうすると、いわゆる3頭と言われているこの環境影響評価

準備書などで記載されている中身のジュゴンというのは、極めて国際的に見ても地球上を見ても、この調査の結果は3頭しかいないという意味では、すごい貴重な存在になると理解していいのでしょうか。

○久田友弘自然保護課長 貴重な生物であると認識しています。

○前田政明委員 では皆さんは、このジュゴンを守るために何か特別に、さっき言ったこの日本政府も入っての第4回会議での確認事項の中で、いわゆるこの沖縄として当然2010年の生物多様性の国際ジュゴン年のメインに対して、やっぱり主体的に県としてこれから事業計画を立てて、それでやはり国際的な生物多様性を守るとするその中でも、貴重であるこのジュゴンをどう守るかというような方針というのは、これはジュゴンの話というのはこういうふうにして皆さんに出してもらっていますけれども、これはちゃんと確立すべきではありませんか。

○久田友弘自然保護課長 COP10というのは国際間の枠組みの中にあるわけですから、それに関しましては外務省なりあるいは環境省のほうが音頭を取ってやっています。そういう中で、環境省と例えば地方自治体の連携というのがあるかどうかは、今のところよくわかっておりません。

○前田政明委員 わかっていませんということじゃなく、県としてはこのIUCNの世界自然保護会議の第4回会議の趣旨というのは理解しているんですね。

○久田友弘自然保護課長 はい、そうです。

○前田政明委員 先ほどの藻場なんですけれども、沖縄本島周辺の海草藻場、これは皆さんのこの調査の資料で最もここが一番大きいんですよ。だからそういうことで、ジュゴン裁判の流れと関係はしますけれども、アメリカでも米軍なりに対するアメリカの法律の中で、この一定の判決が出ているし米軍政府に対しても環境アセスメント並びに行動計画の準備を共同で完成することを要求するというので、このジュゴンが生息するこの地域において一知事公室長に聞きますけれども、この日本政府も入っているこの会議で、日本政府に対し環境保全と野生動物の保護を考慮し、学者、研究者、NGOとの協議を踏まえて、沖縄ジュゴンの生息地への米海兵隊施設の建設にかかわる環境アセスメントを

すべての選択肢を含めて実施する努力を求めと、ということについては御認識はありますか。こういうのがあるのを知っていますか。

○上原良幸知事公室長 IUCNの勧告があるとは聞いておりますけれども、私自身としてはまだこれは見ておりません。

○前田政明委員 ぜひ知ってほしいんですけれども、このすべての選択肢を含めてこの日本政府に対してこのジュゴンの生息、要するに沖縄ジュゴンの生息地への米海兵隊施設の設置にかかわる環境アセスメントを、すべての選択肢を含めて実施する努力をします。これは国際的にはすべての選択肢というのは、戦略的環境アセスメント、すなわちゼロオプション。こういう国際的に極めて貴重なところを守るためにはゼロオプション、すなわちやるべきではないという選択も含めて実施を求めると。そして米国政府は日本政府に対して、環境アセスメント並びに行動計画の準備を共同で完成すること。すなわちジュゴンを守るために共同で完成することとなっているんです。それで今度の環境影響評価方法書や準備書に対して、環境アセスメント学会の元会長の島田先生は10年に一度、この戦略的見直し、すなわちゼロオプションを含めて検討されている中で、これは最後の今の法律のもとでの環境アセスメントの手續になると。そういう面では本来どういう環境に影響を与えるか、そういう意味では環境影響評価方法書というの家の設計図みたいなものですよね。そしてその結果、どういう影響が出ていると。それを明らかにしてそしてこれは地球の宝、人類の宝を守るためにはいろんな方々の意見を、住民の意見を求めると、それは情報公開。だから環境影響評価方法書にはちゃんとそういうような基礎的な環境に影響することは書かれていないといけない。それを聞いて住民意見に対して環境影響評価準備書をやると。そしてまた、さらにその密度を上げて住民の声や、地域に住んでいる人たちが一番詳しいですから、また世界的にもいろいろな人たちの声を聞いてさらに環境影響評価準備書で書いて、そしてそこまでが住民の意見が述べられるところで、あとは環境影響評価評価書、こうこうやりますという形の中で環境影響評価評価書の実態に伴う調査を、あとは追加調査そのたで検証の調査をやると思うんですけれどもね。それが普通の流れだと思いますけれども、僕の理解はちょっと間違っているのでしょうか。それでいいのでしょうか。

○金城康政環境企画統括監 おおむねそのとおりだと理解しております。

○前田政明委員 ではそういう立場からすると、今度の環境影響評価方法書は最初わずか6ページ。私が知事に質問しましたよ、弾薬搭載場があるんじゃないかと。すると知事は、私はわかりませんと答えましたよ。だからそういう面では環境アセスメントの手法からして環境分野に責任を持つ立場で、今度のやり方はごく通常行われている手法ですか。

○金城康政環境企画統括監 環境影響評価方法書につきましては形式的な要件は満たしていますけれども、内容的に不足の部分といたしますか、そういうものがあって知事意見等で追加等を出して、それを受けて事業者が追加で出してきたと、そういうふうに理解しております。

○前田政明委員 私があえてこのIUCNの世界自然保護会議のお話をしたということは、沖縄の琉球列島というのは非常に貴重だということでしょう。この緯度ですか、その中で地球的に見ても砂漠地が多いと。やはりこの亜熱帯の豊かなそういうのは、もう世界でもほとんど例がないと。そういう面で沖縄の気候の特徴があると。だから問題はこの環境を守る、本当に失ってはならないこの人類の宝を守る立場で、そして環境アセスメントの戦略的環境アセスメントの見直し、ゼロオプションもあり得る。環境破壊をする者に対しては、ただもう環境アセスメントの手法をしたら、これは自動的に認められるんだという趣旨は、もう今の時代的には変わっているんですよ。だから、そういう面で沖縄県の環境に関する問題として、この人類の宝のこの本来の環境アセスメントの趣旨に基づいて、この美ら海を沖縄のこの自然をどう守るかという形でこの環境アセスメント法を解釈し、そして強権的解釈権のある皆さんのところでそういう立場で、最初から基地はつくるんだと、あと何メートルか移してもらったらいんだと、そういう意味ですべてこれに理屈を合わせてやるというようなことは、僕は環境問題にいる部署としてはあってはいけないと思いますけれども。そういう趣旨からすると、この環境影響評価準備書なども5400ページありますけれども、環境企画統括監はこれは当然全部読んでいますよね。

○金城康政環境企画統括監 私はまだ読んでおりません。概要版を読んでおりますけれども。

○前田政明委員 では僕と一緒にだ。

○金城康政環境企画統括監 約300ページのものです。

○前田政明委員 いや、だからね。もっと勉強していると思ったら沖縄県の責任者である方が僕と同じこの概要版しか読んでいないでここにお座りになっているということはね、いかに5400ページというのが普通では対応できないものなのかと。そしてその5400ページのほとんどが6カ所のもので、それから本来の立場であり得ない事前調査。すなわち皆さんの言葉で言えば、事業者が独自に判断をしてやったものでございます、ですからこれは、環境アセスメント法の適用外でございますといったものが、その事業者の判断によってつけ加えられている。そしてそれは環境影響評価方法書のときに住民意見も受けていない。それであなたも含めて概要書だけ読まざるを得ないというような状況のこういうやり方というのは、これは正常じゃないんじゃないですか。

○金城康政環境企画統括監 ちょっと説明不足でしたけれども、私どもの環境政策課がこれを所管してやっておりますけれども、そこの担当等では5400ページのをすべてというわけじゃないですが、ほとんどそれを今日を通して、定期的にお互い勉強会をしているという状況でございます。

○前田政明委員 その中で5300件を超える住民意見が出たということは、皆さんどう受けとめますか。

○金城康政環境企画統括監 5000件幾らかのあれで、実際には分類をされると数百件ぐらいのあれに整理をされているようですけれども、かなりの県民の方が環境問題等に精通、関心を持っていると理解をしております。

○前田政明委員 これかなりの理解で書けますか。住民意見を、僕も勉強不十分で書きましたけれどもね。こういう5400ページある、あなたも僕も含めて全部目を通していない。せいぜいこの概要書、その中でやはり前の環境影響評価方法書は400ページ幾つか、今は5000ページ幾つかでしょう。これはすごい努力がいるんですよ。環境アセスメント法ってなんね、何で沖縄防衛局はこんなしてやるの、とかね。これはすごいエネルギーがいるんですよ。だからそういうようなこの環境アセスメント法という非常に難しい分野の中で、僕も十分に勉強していないんですけれども、そういう血のにじむようなやり方、すなわち防衛省、沖縄防衛局のやり方はこれはクリナーユルシェーナランと。とにかくだまされるわけにはいかないし、何かものを言わないと大変なことになるとい

うことで、みんな一生懸命に勉強会をやってきましたんですよ。皆さんね、この間環境アセスメントの説明、住民説明、環境アセスメントというのはこんなものですよ、皆さんが沖縄県民として意見を言う場合はこういうふうにしたらいいですよという、環境アセスメントの勉強会とかそういうものを県民に向けてやったことはありますか。

○金城康政環境企画統括監 我々のほうとしては、特別にそれはやっておりません。ホームページ等には環境アセスメントの制度とかそういうのは紹介をしてございます。

○前田政明委員 これは他都道府県では、例えば愛知県など環境影響評価に関する公聴会というのを行政が開いて、今回の趣旨はこういうことですよということで、県民の皆さんに県の行政として環境影響評価審査会じゃなくて、行政として地方公共団体の環境影響評価条例では都道府県云々ということでいわゆる公聴会手続が、知事は前条の書類の送付を受けたときは準備書について環境保全の見地から意見をするものに広く公聴会を開催するものとするということで、愛知県の環境影響評価条例第19条にあるようなことになっているんですけども、これは条例がなくても、沖縄の将来を決するような状況な大事なもので、県としてその中身を客観的に知らせるという面では、やっぱり公聴会とかそういう何らかの形で皆さんが責任を持って今度の環境アセスメントというのはこういうことなんですよと、今こういう内容なんですよというようなものを県としてきっちり説明する必要があるんじゃないかと僕は思いますけれども、その認識はどうですか。

○金城康政環境企画統括監 環境影響評価法、それから沖縄県の条例につきまして公聴会の開催等というのは特に規定はしておりません。環境アセスメントにつきましては基本的に事業者がその住民等への説明会ということで、その回数等は事業者の判断でやるということになっておりまして、県のほうとしてはその事業者が説明会をした後に、地域住民からの意見等を集約した概要をまた県に送付しますので、そういう形で県民の意見等を勘案しながらやっていくと。専門家の意見も聞きながらですけども、そういうことを考えております。

○前田政明委員 もう時間がないので前に進みますけれども。私はね、少なくともその世界的に貴重なこの名護市辺野古大浦湾を守るんだと。そして先ほどの国際的な日本政府も入っている機関の決定に基づいて、やはりどうするかと

いう場合に、これだけ日本政府やアメリカ政府に対してもこの環境アセスメントのすべての選択肢を、すなわちゼロオプションも含めて検討しなさいというようにときに、沖縄県がそういう態度であるということは極めて残念だということ是指摘しておきます。それでですね、この海砂ですよ。1700万立米、これを沖縄近海でとるようなことになると、僕は水産業に本当にはかり知れない影響を与えると思いますけれども、これがどこでどうなのか、買うかわからないということになっていきますけれども。農漁村基盤統括監、もし琉球列島のこの沖縄本島の周辺を含めてこの12年4カ月分ですか、1700万立米というのがこの琉球列島の海域で採取された場合には、僕はこれはもう魚の産卵とかそのた含めて大きなはかり知れない影響が水産業に及ぼすと危機感を持っているんですけれども、どんな御認識ですか。

○津波古喜正農漁村基盤統括監 1700万立米というのがちょっと実態として想像しにくいんですけれども、海砂を大量に採取した場合は、魚介類等の産卵場所あるいは生息環境に影響は及ぶ可能性はあると考えております。

○前田政明委員 そういうことでこの海砂の問題とか、それからもう中身については先ほど言ったようにほとんど必要なものは書かれていない。そういうものについて信憑性がないなあということで、後は飛ばしますけれども、本会議でも言っていますけれども、皆さんこの沖縄防衛局は県議会議員に対する説明でも僕も聞きましたけれども、これの最後にやっぱり専門家の助言を受けていると言っておりますね。嘉陽宗儀県議からも黒塗りのものを取り上げてやりましたけれども、本当に必要なものが後出し後出しで住民の意見をほとんど聞かないと。それから出された資料も環境アセスメント法の本来の趣旨じゃなくて、事前調査またはそれなりの自分たちの独自の調査だと皆さんはまた、環境アセスメント法の趣旨ではありません、それは事業者がやるべきものです、と言って結局はこれが全部5400ページにまとめられてバツと出てくるという流れの中で、ではそれは本当に検証されているのかということをはっきりさせるためには、この黒塗りの方々を環境アセスメント法で出さないと、出す必要はないと言われていても、これはゼロオプションを含めて世界の流れからすると、当然自然保護を守るためにこれは人類的責任を負うわけですから、そういう面で個人情報とか云々を超えて、やっぱり識者として自分の論は堂々と批判を受けるというのがこれは科学者だと思うんですよ。そういう面でそういうことを当然沖縄県が、いやいや、これは出さなくてもいいですよ、ここに分類と専門分野が書いてありますからこれでいいですとなると、これはまずいんじゃないかなあと。

これは環境影響評価審査会ではどんな取り扱いになるんですかね。

○**金城康政環境企画統括監** この専門家のアドバイスとかそういったものについては、事業者のほうが必要に応じてアドバイス等を受けて、それを資料編という形でその専門分野に助言の内容ということで、それは環境影響評価準備書等に記載をされております。それを受けて、それを採用するかどうかというのは事業者の判断でございまして、それを予測評価でどういうふうに反映しているかというのは事業者の判断でやっていくということで、最終的には今環境影響評価審査会のほうでは、その予測評価、結果についてそれが適正かどうかというのを判断していくということになります。

○**前田政明委員** 結局、環境影響評価審査会でも名前は明らかにしないんですか。

○**金城康政環境企画統括監** 環境影響評価準備書のほうについてきているのも黒塗りではないんですけれども、ちゃんと専門分野とそれから助言の内容という形で名前は入っておりません。

○**前田政明委員** そうするとね、少なくともこの専門家の意見聴取の議事録、この業者が委託されてこの文章をまとめている、この方々の専門的見解に対するきちっとしたのがわかる意見聴取議事録というものなどについては、これは出すんでしょう。

○**金城康政環境企画統括監** 議事録もこちらのほうに提出はありません。提出は求めておりません。

○**前田政明委員** これは措置関係で前もちょっと予算特別委員会だったか、やったんですけれども、今度台風がなかったと。そういう面で、この台風時の調査が得られていないにしても、集中豪雨時のような台風時の評価に類するものとして参考になることをコメントしておくというののが、環境基盤工学の方の意見ということなただけでもね。これは沖縄において風速60メートル、50メートル、この海のいろんな状況を含めてそれがいい中で、集中豪雨の時のようなものでこれも参考になると、それでいいんだということを、皆さん沖縄に住んでいてそういう台風の状況を踏まえてどんなんですか。これでいいんですか。

○**金城康政環境企画統括監** これは環境影響評価準備書の中で専門家の助言を受けたということで記載はされておりますけれども、実際にその評価というんですか、そういった内容のほうにはそれは記載されておられません。要するに採用されていないということでございます。

○**前田政明委員** 私が言いたいのは、こういう意見を述べる人が専門家ですか。要するに名を名乗って、沖縄で台風時の調査ができなかったら集中豪雨で雨が降ったときの資料で十分だよと、これで環境に影響を与えないんだと。そんな流れのものを言う人、これはサンゴ学会の見解と違う見解を述べているとか、サンゴ学会の方々からもどういう方なのか明らかにしてほしいと。移植の手法というのはまだ過渡的で、環境破壊の免罪符になってはいけないというものとか、いろいろあるんですよ。だから本会議で嘉陽宗儀県議会議員が自分の体験でお話したことを、わざわざ本会議で時間をとって追及してみたら、専門家でもありませんよということで、この大学院生ですか、そういう名前を事業者側から委託された会社のものであったというようなのがありましたけれども。だからそういう面で少なくとも沖縄県が公聴会を開くとか、それからこういうような意見を述べている専門家に対しては、ちゃんとやっぱりそういうことなんだけれども、これは沖縄の将来を含めて大変な問題だと。そしてさっき言った世界的な形からもゼロオプションも含めて検討すべきだと出てきている中で、私はしっかりと本来の環境アセスメント法の趣旨に基づいてやるべきだと思うんですけれども、この環境影響評価審査会その他にこの環境アセスメント学会の専門家がいないというのは、どういう形でそういう配置になっているんですか。

○**金城康政環境企画統括監** 県のほうでは環境影響評価審査会の委員としまして、それぞれの大気環境、水環境等々の大学の先生等そのような専門家の人をお願いをしてくる間ずっときてるということでございます。環境アセスメント学会に入っている入っていない……。

○**前田政明委員** 環境アセスメント法の専門家というのはいるんですか。

○**金城康政環境企画統括監** 専門分野という中では、環境アセスメント法というものの専門分野という形はありません。それぞれの専門分野の先生方は、琉球大学とかいろいろ講義を持っている先生方の専門分野がありますけれども、

そういう中で海岸工学だとか地形学、自然地理学とか動物生態とかいろいろありますけれども、環境アセスメント専門という形の分野ではありません。

○前田政明委員 私はやはりこういう本来の環境アセスメント法の趣旨に背いて、住民意見を取り入れないようにしながら、独自の事業者の判断だと言いながら環境アセスメント法の趣旨から反している資料などもつけて、本当に環境アセスメント法の本来の住民の意見、それを客観的に取り入れない流れの中で、さまざまな資料の論証も欠落していて、この専門家の名前も明らかにしないと。そしてこの環境影響評価方法書以後明らかになったものとして、進入路等とか先ほどありましたけれども、燃料の関係の棧橋とか格納庫とか駐機場とかも15項目にわたってですよ、護岸これも係船つき約200メートル、軍港になり得るような。そういう後出しでやる、そういうやり方はこれは本当に許せない。だからそういう面で、ちょっと沖に寄せていただければ、はい、決着ですよというような形のものには私は許されないと。だから本来だったら、環境アセスメント法の趣旨にも反していると。そして住民の意見も十分に酌み取っていない。そして現在の情報公開の中で、専門家の名前も明らかにして住民の声を聞くべきこともやっていない。そういう面では、知事意見を撤回してこんなのは認められないんだと。そういう乱暴なものは、今戦略的環境アセスメントも見直しでゼロオプションもあろうとする流れの中で、こういうような方法のものは認められない。そういう形で本来の知事意見も撤回する。とてもじゃないけれども判断するような材料ではないということ結論づけるべきだなと私は思います。だからそういう面で今の議論からしても、本当に基地をつくるためにこの沖縄の全体の周辺で1700万立米もとられる。そしてこの環境を破壊してV字型の基地をつくる。それも民間の上空を飛ばないと言いながら、国会でそれも違うと。実際上は米軍が運用が必要だと思えば、嘉手納飛行場でもどこでも自由勝手にやっていると。そういう面でもう一つは、環境アセスメント法の趣旨でもつくるところと運用するところが全然違う。つくってあげたら米軍が好き勝手にできる。こういう形からしても、環境アセスメント法の本来の環境を保全する主体者が違う。そういう面でやはり主体的に、私は沖縄県としてこういうようなむちゃくちゃなことは認められないということをやすべきだと、きょうの質疑の中で改めて感じました。

○渡嘉敷喜代子委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

請願及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

請願及び陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○渡嘉敷喜代子委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願1件、陳情14件とお手元に配付してあります本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渡嘉敷喜代子委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま採決しました請願及び陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**渡嘉敷喜代子委員長** 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された請願及び陳情等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 渡嘉敷喜代子